

履修の手引

2026年度

(令和8年度入学者)

長崎大学工学部

はじめに

長崎大学工学部に入学された皆さんは、これから4年間の大学教育を受けることになります。長崎大学の教育課程は大きく二つに分けられています。一つは主に1～2年次前期で受ける教養教育であり、二つ目は所属する学部で受ける専門教育です。

この『履修の手引』は、専門教育科目の履修等について詳細に記載したものです。『履修の手引』に説明されている事柄をよく読み、十分理解した上で、専門教育科目の履修に臨んでください。なお、ここでは、専門教育科目に関する説明をしていますので、教養教育科目の履修に関する事項と混同しないように注意してください。

『履修の手引』に書かれている約束事は、実際に皆さんと約束事を運用していく過程で改善しなければならないことや、社会の変化に対応して変更されることもあります。

変更するときには必ず掲示を行いますので、普段から掲示板に注意するよう心がけてください。

学修計画

高校までの学年進行とは異なり、大学では別途定められた単位数を修得すると卒業が認められる「単位制」を敷いています。このため、学修計画は学生各人の責任において立てることとなります。この『履修の手引』や『授業計画書（シラバス）』、さらに教務委員などから、必要かつ的確で正しい情報を得て、各人の学習目標を見定め、より適切な学修計画を立てることが大切です。

学修計画を立てるにあたって、次の点に留意しましょう。

- ① 特定の学期に学修の負担が偏らないように、学期ごとに均衡のとれた計画を立てることが大切です。修得すべき単位を残したままにしておくと、その後の専門教育科目の授業の合間に初年次科目の再履修をすることはかなり難しく、卒業が遅れる原因となります。それぞれの学修段階で、修得すべき単位を確実に充足するように計画してください。
- ② 工学部においては、履修登録単位数に制限を設けています。この目的は、自主的に学修する時間を増やし、教育効果を高めることにあります。したがってこの制度を十分活用し、自宅等での予習・復習を充実させ、授業に臨んでください。
- ③ 科目によっては年次進行で段階的に積み上げられる場合があります。進路によって基礎段階で十分に学修をしておかなければならない科目が定められています。このために『授業計画書（シラバス）』の各科目の内容説明に「履修条件」が示されていますので、確認してください。
- ④ 4年間の工学部の教育課程では、重要な区切りの時期として、第3年次への進級（2年次末）、卒業研究着手（3年次末）、卒業の認定（4年次末）があります。

- ⑤ 不明な点があれば、不確かな情報などで安易な判断をせずに、各コースの指導教員、教務委員、各授業科目担当教員などに相談しましょう。また、教養教育科目については教養教育事務室の窓口に、専門教育科目については工学学務係窓口に相談するのもよいでしょう。

※ 授業計画書はシラバス (Syllabus) と呼ばれ、その授業科目の担当者名、単位数、開講期、曜日、校時、必修・選択の別等の基本的情報とともに、その授業科目の到達目標や具体的な授業内容、評価方法等が記載されています。各自が履修しなくてはならない科目については必ず目を通して、事前・事後の学修に役立ててください。

目 次

はじめに

学修計画

第1章 専門教育の概要

- (1) 大学の教育課程の構成（教養教育・専門教育） 1
- (2) 学年・学期・校時及び時間割 1
- (3) 単位制 2
- (4) 履修手続きから単位修得まで 2
- (5) 修得すべき単位数（最低修得単位数） 3

[別表第1] 教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

第2章 専門教育の履修方法

- (1) 授業科目の履修手続 5
- (2) 履修科目登録単位数の上限 5
- (3) 成績優秀者及び既修得単位取得者の授業科目履修の特例 6
- (4) 履修の順序 6
- (5) 前提履修科目 6
- (6) 他コースにおける授業科目の履修等 6
- (7) 集中講義 9
- (8) 学外実習（インターンシップ）及び工場見学・学外見学 9
- (9) 授業の出欠及び欠席届 9
- (10) 大学院授業科目の先取り履修について 9

第3章 他学部・他大学における授業科目の履修等

- (1) 他学部における授業科目の履修 10
- (2) 他大学等における授業科目の履修 12

第4章 考査・試験・成績等及び単位の授与

- (1) 考査 13
- (2) 定期試験 13
- (3) 追試験 13
- (4) 再試験 14
- (5) 成績評価 14
- (6) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）について 14
- (7) 試験成績の発表 15
- (8) 成績の疑義申し立て 15
- (9) 試験受験について 15
- (10) 不正行為に関する処置 16

(11)	他大学の履修単位の認定	16
(12)	入学前の既修得単位の認定	16
(13)	留学に関する単位認定	17
第5章 転コース		18
第6章 進級・卒業		
(1)	3年次進級	20
(2)	卒業研究	20
(3)	卒業研究の履修資格	20
(4)	卒業の認定	20
(5)	成績優秀者の授業科目履修の特例	20
(6)	早期卒業	21
(7)	大学院への飛び級	21
第7章 日本技術者教育認定機構の認定について		22
第8章 カリキュラム表と各科目の単位数		
(1)	カリキュラム表について	23
(2)	各コースの規定及びカリキュラム表	23
	機械工学コース	24
	電気電子工学コース	29
	構造工学コース	32
	社会環境デザイン工学コース	37
	化学・物質工学コース	42
第9章 教育職員免許状の取得について		
(1)	工学部で取得できる免許	47
(2)	免許状を取得するために必要な単位	47
(3)	免許状交付の申請	49
第10章 資格について		50
第11章 学生相談		
(1)	工学部の各種委員	52
(2)	工学部学務係	53
(3)	授業担当教員	53
(4)	相談窓口について	53

第12章 学生生活

I. 学生生活上の注意事項

- (1) 学生掲示板について 5 5
- (2) 学生の時間外学習・研究の安全管理体制と許可制について 5 5
- (3) 構内環境の整備について 5 6
- (4) 学内交通規制について 5 6

II. 経済生活

- (1) 授業料 5 7
- (2) 授業料免除 5 7
- (3) 奨学金制度 5 7

III. 諸手続き一覧 5 8

長崎大学学則 6 2

長崎大学工学部規程 7 5

履修登録に関する申合せ 9 2

長崎大学工学部の考査に係る学生の不正行為の取扱いに関する申合せ . . 9 3

工学部における成績評価の疑義申立てに関する申合せ 9 5

長崎大学工学部・総合生産科学研究科校舎案内図 9 6

第1章 専門教育の概要

(1) 大学の教育課程の構成（教養教育・専門教育）

長崎大学の教育課程は教養教育と各学部が行う専門教育から構成されており、図示すると次のようになります。

1年	教養教育	
2年		
3年	専門教育	
4年		

また、専門教育の履修期間は、1年次は週2日間、2年次は前期のみ週3日間と定められており、下図のようになります。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年次	専門教育	専門教育	教養教育	教養教育	教養教育
2年次(前期)	教養教育	教養教育	専門教育	専門教育	専門教育
2年次(後期)	専門教育	専門教育	専門教育	専門教育	専門教育

- ① 1年次では、必ず指定された教養教育授業曜日に教養教育の授業科目を履修してください。仮に、専門教育の授業曜日・校時に空きがあっても、その時間に教養教育の授業科目を履修することはできません。
- ② 2年次以上では、専門教育の授業曜日・校時に空きがあれば、教養教育の授業科目を履修することができますが、教養教育の授業科目の開講は2年次前期までとなります。

(2) 学年・学期・校時及び時間割

① 学年

4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

② 学期

前期と後期の2学期制です。ただし、各学期を前半・後半に分けて、開講する科目もあります。

前期	第1クォーター	4月～6月
	第2クォーター	6月～8月
後期	第3クォーター	9月～11月
	第4クォーター	11月～翌年2月

③ 授業時間

授業は1校時あたり90分間で、月曜日から金曜日までの次の時間帯に行われます。

校 時	時 間
I校時	8時50分～10時20分
II校時	10時30分～12時00分
III校時	12時50分～14時20分
IV校時	14時30分～16時00分
V校時	16時10分～17時40分
VI校時	17時50分～19時20分

④ 時間割

当該年度に開講される授業時間割は各年度始めに発表されます。

なお、授業時間割は、発表後変更されることがあり、この場合は掲示によって変更が通知されます。また、通常の授業以外に、期間を限定して集中的に行われる授業（集中講義）があり、その授業の行われる日時は各学期の始めに掲示などで案内されます。

(3) 単位制

大学は、学修の修了を単位の認定によって行っています。

大学を卒業するには、所定の修業年限内に、一定数以上の単位を修得する必要があります。単位は、原則として授業にすべて出席し、かつ考查に合格すると修得できます。

1単位とは、講義室での授業と自宅等の学修を合わせた標準45時間の学修を要する内容をもって構成されているもので、授業の実施形態により講義室で行う授業時間数と自宅等の学修を行う時間数が、次のように定められています。

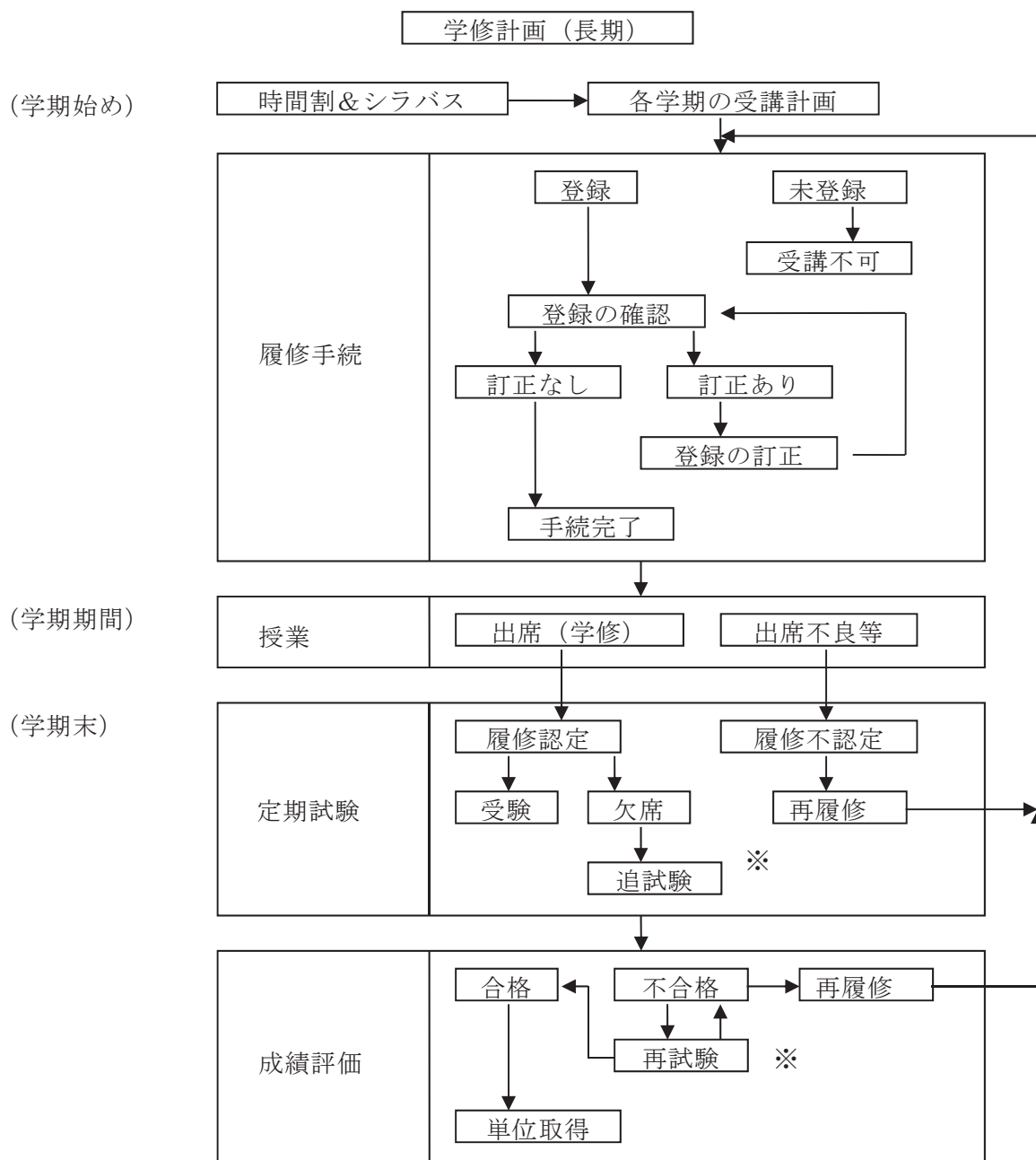
- ①「講義」・・・講義室内での授業15時間＋自宅等での学修30時間
- ②「演習」・・・講義室内での授業30時間＋自宅等での学修15時間
- ③「実験・実習」・・・・講義室内での授業（実験・実習）45時間

1校時の授業時間は90分間ですが、単位を計算する場合には、この90分をもって2時間と計算しています。

(4) 履修手続きから単位修得まで

履修手続きは、履修する科目を登録するための手続きのことです。各科目の登録から単位修得までの過程を次に示します。

<履修手続きから単位修得までの過程>



※印については、各授業担当教員により異なります。

(5) 修得すべき単位数（最低修得単位数）

卒業までに次ページに示す最低修得単位数を必ず修得しなければなりません。

また、専門教育において開設する授業科目の名称及び単位数については、P 2 3～P 4 5に示すとおりです。各コースにおいて、詳細に条件が設定されていますので、必ず所属コースの指示に従ってください。

- ・必修科目 — 必ず履修しなければならない授業科目です。
- ・選択科目 — 開講されている科目の中から選択して履修する授業科目です。

なお、卒業要件として修得すべき単位数（最低修得単位数）のうち、オンライン授業により修得できる単位数は、教養教育20単位、専門教育科40単位を上限としています。

別表第1

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区分	コース		機械工学コース	電気電子工学コース	構造工学コース	工学・社会環境デザイン	化学・物質工学コース	備考	
	授業科目の区分								
教養教育科目	教養基礎科目	教養ゼミナール科目	1	1	1	1	1	(注)	
		情報・データサイエンス科目	4	4	4	4	4		
		健康・スポーツ科学科目	1	1	1	1	1		
		キャリア教育科目	2	2	2	2	2		
		外国語科目	英語	4	4	4	4		4
		小計		12	12	12	12		12
	ヘルプメニュー科目	プラネタリーヘルス入門科目		1	1	1	1	1	
		プラネタリーヘルスⅠ科目		4	4	4	4	4	
		プラネタリーヘルスⅡ科目		2	2	2	2	2	
		小計		7	7	7	7	7	
	選択科目	人文・社会科学科目		4~6	4~6	4~6	4~6	4~6	
		生命・自然科学科目		2~4	2~4	2~4	2~4	2~4	
		社会連携・キャリア教育関連科目		0~4	0~4	0~4	0~4	0~4	
		言語・異文化理解科目		0~2	0~2	0~2	0~2	0~2	
		留学支援コーディネーター科目		0~2	0~2	0~2	0~2	0~2	
		小計		11	11	11	11	11	
	計			30	30	30	30	30	
	専門教育科目	必修科目		66	50	61	63	55	
		選択科目		22	38	27	25	33	
		卒業研究		8	8	8	8	8	
計			96	96	96	96	96		
合計			126	126	126	126	126		

注 教員免許状取得希望学生は健康・スポーツ科学科目のうち、スポーツ演習（1単位）を修得する必要がある。ただし、最低修得単位数には含まない。

第2章 専門教育の履修方法

(1) 授業科目の履修手続

① 履修科目の登録

履修しようとする授業科目が確定したら、授業時間割をよく見て、長崎大学のウェブサイト上（NU-Web システム）で各自「登録」を行います。登録に間違いがあると履修できません。履修科目の登録をする際には、授業時間割で授業科目名、担当教員を確認のうえ入力してください。また、同一時間帯に、複数の授業科目（教養教育科目を含む。）を履修することはできません。

履修登録手続期間は、別途掲示でお知らせします。履修登録手続期間を過ぎると、NU-Web システムでの履修登録はできなくなりますので、注意してください。

② 履修科目の確認

履修科目の登録後は、NU-Web システムの画面上で、履修しようとしているすべての授業科目が正しく登録されているかを必ず確認してください。確認の結果、不備がある場合は、履修科目登録の「変更」・「削除」などが必要になります。この手続きを行わなかった場合、当該科目については、履修者としては登録されず、授業科目を受講できないうえに単位の認定もされないこととなりますので、十分注意してください。履修未登録の授業科目をたとえ受講・受験しても、単位は与えられません。

③ 再履修する場合

不合格となった場合、修得すべき授業科目であれば、次年度以降にその授業科目を再履修し、考査に合格しなければなりません。再履修する場合は、当該学期に改めて履修登録する必要があります。

※ なお、履修手続きの方法については、変更されることがあります。その際は、掲示によりお知らせしますので必ず確認してください。

(2) 履修科目登録単位数の上限

履修科目の登録単位数は、1 学年に教養教育科目及び専門教育科目を合わせて48 単位までと定められています。ただし、集中講義、教員免許に係る科目（学部規程別表第3 の授業科目名の直後に☆マークがついている科目のみ）は上限単位に含みません。

なお、前年度に登録した履修科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ（GPA）（第4章の（6）を参照）が、2.5 以上である場合には、48 単位を超えて履修科目の登録を行うことができます（上限設定の解除）。

※ 以下の（6）及び第3章（1）、（2）により他コース、他学部及び他大学等の授業科目を履修する場合、その履修科目は、上記の登録できる単位数の上限単位数（48 単位）に含まれますので注意してください。

(3) 成績優秀者及び既修得単位取得者の授業科目履修の特例

2年次以上の各学年において履修登録の上限設定を解除された学生（成績優秀者）、あるいは1年次以上の各学年で既修得単位の認定を受けた学生（既修得単位取得者）は、当該コースにおいて、その上位学年に開講される一部の専門教育科目の履修を当該年度に限り認めることがあります。この措置を希望する学生は、あらかじめ所属コースのコース長又は教務委員に申し出て履修指導を受けなければなりません。

(4) 履修の順序

履修しようとする授業科目は、原則として、1年次に編成されている教養教育科目と専門教育科目から順次履修しなければなりません。

(5) 前提履修科目

授業科目によっては、関連科目を既に履修しているか、又は同時に受講しなければならぬ科目があるので第8章(2)の各コースのカリキュラムに示す前提履修科目及び各コースの指示に十分注意してください。授業科目のうちⅠ・Ⅱ...を付したものは、段階的履修を要するもので、その順序で履修しなければならないことを意味し、A・B...を付したものは、単なる区分であって、履修順序には必ずしもこだわらないことを意味しています。

(6) 他コースにおける授業科目の履修等

所属コース以外のコースで開講されている授業科目を履修することができます。各コースでは、『工学部パッケージ科目』を設けており、所属コース以外の分野について、基礎知識から修得することができます。

工学部パッケージ科目の履修は3年次以上が対象です。工学部パッケージ科目については、3年次のオリエンテーションで説明します。

なお、工学部パッケージ科目として設定されていない他のコースの授業科目についても、授業担当教員の了解があれば履修することができます。

《工学部パッケージ科目の例》

系	科目群（単位数）	修了認定条件
機械工学系パッケージ	【ものづくりパック】 ・設計工学Ⅰ(1)／設計工学Ⅱ(1) ・機械計測法Ⅰ(1)／機械計測法Ⅱ(1) ・生産加工工学Ⅰ(1)／生産加工工学Ⅱ(1)	系の中から6単位以上で「機械工学系パッケージ」修了を認定。ただし、自コース開講科目と同内容の科目の履修は認めない。
	【ロボットパック】 ・制御工学Ⅰ(1)／制御工学Ⅱ(1)／制御工学Ⅲ(1) ・ロボット工学(1)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・メカトロニクス(2) 	
	<p>【エネルギーパック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーと環境工学(1) ・熱力学 I (1)／熱力学 II (1) ・流体力学 I (1)／流体力学 II (1) ・エンジン工学(1) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・機械力学 I (1)／機械力学 II (1) ・機構システム学 I (1)／機構システム学 II (1) ・伝熱学 I (1)／伝熱学 II (1) <p>(※上記の科目は他コース履修の実績があるので、パック科目に入れるか要検討)</p>	
電気電子工学系パッケージ	<p>【電動化パック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気機器(2) ・自動制御(2) ・パワーエレクトロニクス(2) 	系の中から 6 単位以上で「電気電子工学系パッケージ」修了を認定。ただし、自コース開講科目と同内容の科目の履修は認めない。
	<p>【無線通信パック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信方式(2) ・通信機器(2) ・電気電子計測(2) ・電磁波工学 A(2)／電磁波工学 B(2) ・通信法規(2) 	
構造工学系パッケージ	<p>【構造基礎パック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料力学(2) ・構造力学 I (2)／構造力学 II (2) ・構造振動学 I (2) ・流体工学(2) ・構造物安定論(2) ・コンクリート工学(2) <p>(※科目群の内容はコースで要検討)</p>	系の中から 6 単位以上で「構造工学系パッケージ」修了を認定。ただし、自コース開講科目と同内容の科目の履修は認めない。
	<p>【建築計画・環境パック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築史(2) ・建築計画 A(2) ・建築環境工学(2) 	
社会環境デザイン工学系パッケージ	<p>【防災パック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工学(2) ・環境地質学(2) ・水文学(2) 	系の中から 6 単位以上で「社会環境デザイン工学系パッケージ」修了を認定。ただし、自コース開講科目と同内容の科目
	<p>【環境パック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境修復学(2) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・環境計量学(2) ・環境生態学(2) 	の履修は認めない。
化学・物質工学系パッケージ	【化学基礎パック】 <ul style="list-style-type: none"> ・無機化学 I (2) ・物理化学 I (2) ・基礎有機化学(2) 	系の中から 6 単位以上で「化学・物質工学系パッケージ」修了を認定。ただし、自コース開講科目と同内容の科目の履修は認めない。
	【物理・金属パック】 <ul style="list-style-type: none"> ・金属材料学(2) ・固体物理学 I (2) ・固体物理学 II (2) 	
(分野横断型) 輸送システム工学系パッケージ (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶海洋工学概論(2) ・航空宇宙工学概論(2) 	系の中から 4 単位以上と、機械系／電気電子系／構造系基礎パックの他コース履修と合わせて、合計 6 単位以上で「輸送システム工学系パッケージ」修了を認定。

※基礎パックの科目群の例として、2 年以下で開講されている科目から、実験や演習を除いた基礎的な科目を挙げているので、他コース履修が可能かの検討が必要。

「輸送システム系パック」の修了認定例

- ・輸送システム系 (4 単位) + 機械系パック (1 単位) + 構造工学系パック (1 単位)
- ・輸送システム系 (4 単位) + 電気電子工学系パック (2 単位)
- ・輸送システム系 (4 単位) + 構造系基礎パック (2 単位)

「輸送システム系パック」と「機械系パック」の 2 パック修了認定例

- ・輸送システム系 (4 単位) + 機械系パック (6 単位)

※パッケージ科目は各コース教務委員又は学務係に問い合わせること。

履修の条件と手続きは下記のとおりです。なお、受講希望者は、各学期の所定の期間内に、手続きを行ってください。『工学部パッケージ科目』もそれ以外の他コース科目の履修も手続きは同じです。

- ① 履修の手続きは、1) 受講しようとする授業科目の授業担当教員の事前了承を得て、2) 所属コースの教務委員に「他コース履修願 (E 様式)」を提出し、許可を受けなければなりません。(※ 「他コース履修願 (E 様式)」は工学学務係の窓口で配付します。)

- ② 履修が認められるための具体的条件，修得した単位の認定単位数等の取扱いは，各コースの定めるとおりです（第8章の各コースにおける「備考」を参照）。

（7）集中講義

集中講義は，正規の授業時間割表以外の休業期間等に集中して開講する講義のことです。集中講義の期間及び講義室等は，掲示などにより通知します。

（8）学外実習（インターンシップ）及び工場見学・学外見学

学外実習は，事業所や研究所が指定した夏季休業期間等に集中して実施します。工場見学・学外見学は，引率教員が計画して実施します。詳細は，コースごとに説明があります。

なお，学外実習等に参加する学生は，必ず学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険への加入が必要です。保険の加入手続・保険金請求等は学生支援センターにご相談ください。

（9）授業の出欠及び欠席届

出席の確認は，授業担当教員による点呼，出席調査票，ICカードリーダーでの学生証の読み取り等で行われます。授業には，原則としてすべて出席しなければなりません。欠席した回数が多い場合は，学期末の定期試験の受験資格を認められない（失格）ことがあります。

ただし，忌引き，病気その他やむを得ない理由のため欠席した者が所定の証明書等を添えて欠席届を提出したときには，授業担当教員の判断で，欠席扱いとせず，その分の授業内容を理解するためのアドバイスを与える（レポート課題を含む）ことがあります。

（10）大学院授業科目の先取り履修について

卒業研究の履修を認められ，大学院への入学を志願する学部学生は，指導教員の履修指導に基づき，4単位を限度として指定された大学院授業科目を受講することができます。履修した授業科目は自由科目となるため，考查に合格して単位を修得しても，卒業要件単位には含めませんが，大学院入学後，既修得単位認定を申請すると，修了要件単位として認定されます。

受講を希望する者は，受講することができる科目を確認し，別途掲示する所定の期間内に工学学務係で様式を受取り，受講したい科目の授業担当教員の承諾を得たうえで工学学務係へ提出してください。履修が許可された科目は工学学務係で登録しますので，各自での履修登録は不要です。大学院の授業科目の全てが受講できるわけではないので，受講可能な科目は必ず確認するようにしてください。

第3章 他学部・他大学における授業科目の履修等

各コース別カリキュラム表に記載されている科目以外に、下記に示すとおり「他学部」、「他の大学又は短期大学」及び「大学以外の教育施設」における授業科目を専門教育科目の一部として履修することができます。

(1) 他学部における授業科目の履修

① 情報データ科学部との副専攻プログラム

情報データ科学部と工学部との間で、それぞれが提供する科目群から選択して履修できる制度です。工学部生は情報データ科学部が提供する以下の科目を履修することができます（科目の詳細についてはシラバスを参照のこと）。

この副専攻プログラムの登録及び履修は2年次以上が対象です。履修を希望する場合は、所定の期間に手続きを行ってください。また、修得した単位の取扱いは、各コースの定めるとおりです（第8章の各コースにおける備考を参照）。

・情報データ科学副専攻プログラム

コース区分	科目区分	科目名	単位数
インフォメーションサイエンスコース	応用系専門科目 (IoT・SE系)	論理回路	1単位
		コンピュータアーキテクチャⅠ	1単位
		コンピュータアーキテクチャⅡ	1単位
		デジタル信号処理Ⅰ	2単位
		デジタル信号処理Ⅱ	2単位
		組み込みシステム	1単位
		データベース	2単位
		ソフトウェア工学	2単位
		並列分散処理	2単位
データサイエンスコース	統計学系科目	探索的記述統計	2単位
		基礎データ分析演習	2単位
		応用データ分析演習	2単位
		多変量解析	2単位
共通科目	AI系科目	ビッグデータ分析	2単位
		ビッグデータ分析演習	2単位
		パターン認識と機械学習	2単位
		パターン認識と機械学習演習	2単位
		人工知能	2単位
		人工知能演習	2単位

・履修の手続き

所定の期間内に工学学務係で申請書を受領し、受講したい科目の授業担当教員の承諾を得て所属コースの教務委員に申し出たうえで、工学学務係へ提出してください。工学学務係で登録処理を行います。

・プログラムの修了要件

所属するコースの卒業要件を満たし、情報データ科学副専攻プログラムから8単位以上を修得した場合は、卒業年次に交付申請を行うことで修了証書が交付されます。

② 環境科学部との副専攻プログラム

環境科学部と工学部におけるランドスケープに関連する授業を組み合わせ、下記の5分野から選択し、履修できる制度です。地域における景観計画やランドスケープのスペシャリストとなる人材を育成することを目的としています。各分野から指定の単位数を修得し、合計10単位以上でプログラム修了となり、希望者には修了証書が交付されます。

この副専攻プログラムの登録及び履修は構造工学コース及び社会環境デザイン工学コースの2年次以上が対象です。詳細は説明会で説明します。説明会の開催については、掲示やメール等で通知します。

なお、修得した単位の取扱いは、各コースの定めるとおりです（第8章の各コースにおける備考を参照）。

・ランドスケープ学副専攻プログラム

分野	授業科目名	単位数	提供学部
①景観計画・ デザイン理論	環境計画学 I	2 単位	環境科学部
	自然環境計画論	2 単位	環境科学部
	建築史	2 単位	工学部
	景観デザイン	2 単位	工学部
②ランドスケープに 関する調査・実践 技法	社会環境デザイン製図	1 単位	工学部
	建築・アーバンデザイン	1 単位	工学部
	学外実習及び見学	1 単位	工学部
	地域環境実習 A(長崎まちづくり教育プログラムを含むもの)	1 単位	環境科学部
	環境フィールド演習 II※	1 単位	環境科学部
③構造	コンクリート工学	2 単位	工学部
	測量学	2 単位	工学部
	都市・交通計画	2 単位	工学部
	基礎構造設計法	2 単位	工学部

④生態	環境生物学Ⅱ	2単位	環境科学部
	植物自然史	2単位	環境科学部
	保全生物学	2単位	環境科学部
	保全生態学	2単位	環境科学部
	環境植物学（植物機能学）	2単位	環境科学部
	土壌科学	2単位	環境科学部
	環境生態学	2単位	工学部
⑤政策	行政法	2単位	環境科学部
	環境法Ⅱ	2単位	環境科学部
	環境ビジネス論（環境ビジネス論Ⅰ）	2単位	環境科学部
	森林政策論	2単位	環境科学部

※環境フィールド演習Ⅱは、工学部の学生は受講できない。

③ 副専攻プログラム以外の他学部科目の履修

副専攻プログラムとして設定されていない他学部の科目も許可を受けて受講することができます。受講を希望する場合は、1) 工学学務係の窓口で所定の様式を受取り、2) 所属コースの教務委員に申し出て指示を受け、3) 受講したい学部の科目担当教員の了承を得たうえで「他学部・他大学等履修願（A様式）」を所定の期間内に工学学務係に提出し、許可を受けなければなりません。学生個人の判断で直接他学部に出向き、履修手続きをすることはできません。

（2）他大学等における授業科目の履修

「他の大学又は短期大学」及び「大学以外の教育施設」における授業科目を履修することができます。ただし、履修する場合は、事前に大学間等で協議し、履修可能な授業科目等を指定して履修させる場合が一般的です。履修を希望する場合は、工学学務係へ相談してください。

なお、履修が認められるための具体的条件、修得した単位の認定単位数等の取扱いは、各コースの定めるとおりです。

① 放送大学との単位互換

本学には、「放送大学と長崎大学との間における単位互換に関する協定書」に基づく単位互換制度があります。この制度は、放送大学で開講する授業科目を「特別聴講学生」として履修し、その授業科目を本学の授業科目として取り扱う制度です。興味のある学生は、シラバスを工学学務係の窓口にありますので、参照してください。

② 県内大学・短大との単位互換（NICE キャンパス長崎プログラム）

長崎県内の大学・短大で開講する授業科目を履修し、その授業科目を本学の授業科目として取り扱うことができます。興味のある学生は、シラバスを工学学務係の窓口にありますので、参照してください。

第4章 考査・試験・成績等及び単位の授与

(1) 考査

授業科目の単位の認定は、考査の結果に基づいて行われます。考査に合格すると単位が認定されます。

考査は、学期末に実施される定期試験によって行われるのが原則ですが、授業科目によっては、随時に試験（小テストや中間試験）、論文やレポート、その他の方法により行われることもあります。

(2) 定期試験

定期試験は、学期末（定期試験期間）に行われる試験のことです。授業時間割とは別に試験時間割が発表されます。

ただし、授業科目によっては、定期試験期間外に定期試験に代わる試験が実施されることもあります。定期試験期間以外の試験及び論文やレポート提出等については、授業中又は掲示等によって通知されますので授業に出席し、かつ掲示をよく確認することが不可欠です。また、出席状況が不良の場合、授業担当教員の判断により受験資格が与えられないことがあり、“失格”となりますので注意してください。なお、授業には出席したが試験を受験できなかった者は“欠席”となります。定期試験を欠席した者で追試験受験を希望する場合は、以下の（3）の手続きが必要となります。

(3) 追試験

追試験は、何らかの理由で定期試験を受けられなかった者（欠席者）に対して時期を改めて行われる試験のことです。次のいずれかの事由により各学期末に行われる試験を受けることができなかった者が、原則として、定期試験期間終了後1週間以内に証明書等（病気にあつては診断書）を添えて「追試験願」を提出した場合には、追試験（レポート、その他の方法により行うものを含む）を行うことがあります。本人の不注意（寝過ごし、時間割誤認など）等の自己責任によるものは、認められません。追試験の実施は、各授業担当教員の判断に任せられており、必ず実施されるとは限りません。

- ① 病気・負傷
- ② 忌引
- ③ 交通機関の遅延・予定外の運休
- ④ 不慮の災害
- ⑤ その他、やむを得ない事由と認められるもの

(4) 再試験

再試験は、考査に合格しなかった者に対して再評価のために行われる試験のことです。再試験の実施は、授業担当教員の判断に任せられており、必ず実施されるとは限りません。受験対象者は、定期試験で不合格（評語D）の者です。“失格”の者には受験資格がありません。なお、“欠席”の者については、各担当教員の判断により受験資格が与えられることがあります。再試験で合格した場合の成績は、C評価となります。

なお、次学期に実施される再試験の受験希望者は、通常の授業科目と同様に、集中講義として開講される再試験科目をNU-Webシステムで履修登録しなければなりません。(履修登録の上限単位に含みません。)履修登録をしなかった場合、再試験は受験できません。試験の行われる日時は、掲示等で通知されます。

(5) 成績評価

専門教育科目の成績評価の基準及び評語については、下表のようになります。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(6) グレード・ポイント・アベレージ (GPA) について

工学部では、グレード・ポイント・アベレージ (GPA) により成績の総合評価を行い、履修科目登録単位数の上限解除基準などに用います。

$$GPA = \frac{\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{Aの単位数} \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1}{\text{履修登録した授業科目の総単位数}}$$

学期途中で履修をやめたり、合格点に達しない授業科目（不合格）があると、GPAは低くなります。十分な履修計画を立ててから履修登録と単位修得を行ってください。

ただし、成績評価を「合」、「否」、「認」とする科目及び自由科目（教職課程関連科目）、専門教育科目のうち教員免許に係る科目（工学部規程 別表3の※印の科目に限る）及び大学院授業科目の先取り履修科目はGPAの計算から除外します。

(7) 試験成績の発表

成績は、試験終了後に NU-Web システムから確認することができます。ただし、学外から成績を確認する場合は、「AnyConnect VPN サービス」を利用する必要があります。右の二次元バーコードからアクセスして設定を行ってください。



(8) 成績の疑義申し立て

専門教育科目において成績評価に疑義がある場合は、前期、後期、各クォーターそれぞれに掲示により通知する期間内において、成績評価に対する疑義申し立てを行うことができます。所定の様式を工学学務係で受取り、期間内に提出してください。

ただし、単に成績の再評価の願い出や救済目的、懇願的なものは受け付けません。

(9) 試験受験について

① 所持品の扱い

- ・試験中は、学生証を机の上に置くこと。学生証を提示しない者は、試験を受けることができません。万が一学生証を忘れた者は、試験開始前に工学学務係に申し出て、仮学生証（当日のみ有効）の交付を受ける必要があります。
- ・試験時間中に、机の上に置けるものは、「学生証」「鉛筆・シャープペンシル」「カバーを外した消しゴム」「時計」「鉛筆削り」「ティッシュペーパー（中身のみ）」「透明な定規」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。（別途指示があった場合を除く。）
- ・机の棚の中は、必ず空の状態にすること。
- ・試験時間中は、「時計のアラーム」を使用してはいけません。
- ・携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類は、試験室に入る前に電源を切ってかばん等に入れておくこと。電子機器類を時計代わりに使用することはできません。
- ・電卓の持込みを許可された科目において、様々な機能が搭載された高機能電卓を持込む際は、担当教員に相談すること。
- ・かばんは蓋のできるものとし、蓋のないものは預かることがあります。

② 遅刻者の入室

試験開始後30分を経過してからの遅刻者の入室は、原則として認めません。

③ 試験時間中の退室

試験開始から30分以内の退室は、原則として、退室を認めません。試験中の発病又はトイレ等やむを得ない場合には、手を挙げて監督者の指示に従うこと。

④ 試験時間中の監督者の指示

試験時間中は、監督者の指示に従うこと。従わない場合は退室させることがあります。

- ⑤ 解答用紙の配付を受けたときには、必ず「学部・学生番号・氏名」を所定の箇所記入してください。

(10) 不正行為に関する処置

次のことをすると不正行為となることがあります。不正行為を行った場合は、それ以後の受験はできません。また、「長崎大学工学部の考査に係る不正行為の取扱いに関する申合せ」により、既に受験した試験科目（定期試験時間割掲載科目）の考査も無効となります（92ページ参照）。

なお、上述の試験には、「定期試験」、「追試験」及び「再試験」のすべてを含みます。

- ・「(9) 試験受験について」を遵守しないこと。
- ・カンニング（カンニングペーパー・参考書・電子機器類の所持、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ・机の上の落書き。（落書きがある場合は、試験監督者に事前に申し出ること。）
- ・試験時間中に電子機器類や時計の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。
- ・試験室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ・試験室において、試験監督者等の指示に従わないこと。
- ・その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

(11) 他大学の履修単位の認定

他大学等の履修を許可され修得した単位の認定を受けようとする者は、次の書類を、所属のコース長又は教務委員を経て工学学務係に提出し願ひ出てください。

なお、履修単位の認定はコースによって異なります。

- ① 単位認定申請書・認定表（A様式）
- ② 成績証明書又は学修の成果を証明する書類

(12) 入学前の既修得単位の認定

本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位を有する者は、教育上有益と認める場合に限り、本学部における授業科目の履修により修得した単位として認めることがあります。ただし、認定により単位修得済みとなったことによる修業年限の短縮はできません。

上記の単位の認定を受けようとする者は、入学年度の所定の期日までに次の書類を工学学務係に提出してください。また、教養教育科目に係る認定申請については、教養教育事務室で手続きを行ってください。

- ① 既修得単位認定申請書
- ② 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
- ③ 授業科目の内容又は学修の内容を記載した書類（シラバス、授業内容一覧等）

なお、履修科目の登録に当たっては、当初は認定がないものとして所定の履修手続き

を行ってください。申請した授業科目の単位の認定がなされた場合は、工学学務係において当該授業科目の履修登録の取り消しを行います。

(13) 留学に関する単位認定

留学で海外渡航して研修を受けた場合や海外の企業や大学を含む研究機関でインターンシップ（就業体験）に参加した場合、以下の科目について単位が認定されることがあります。

- ・グローバルコミュニケーション演習A（協定校での研修）
- ・グローバルコミュニケーション演習B（協定校以外での研修）
- ・国際インターンシップ（海外での就業体験）

単位の認定を希望する者は研修等の開始予定日の3ヶ月前までに所属コース長へ申し出、所定の様式（海外研修許可願・海外インターンシップ許可願）及び研修先が発行する組織概要等を工学学務係に提出してください。

また、単位の認定を申請する者は、帰国後2週間以内に、「単位認定申請書」、「研修日誌」、「研修結果報告書」及び修了証書等の研究証明書等の必要書類を工学学務係に提出してください。

第5章 転コース

一般選抜での入学者を対象として転コース制度を設けています。入学試験の成績ではなく、入学後の成績を基準の一つとして用いた選考を経て、転コースが可能です。

詳細は、下記「長崎大学工学部転コースに関する内規」及び「長崎大学工学部転コース認定試験に関する実施要領」のとおりになっています。

なお、選考への申請は、2年次に進級する時だけでなく、高年次でもできるようになっています。

長崎大学工学部転コースに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学工学部規程(平成16年規程第1号。以下「規程」という。)第21条の規定に基づき、転コースに関し必要な事項を定めるものとする。

(転コース可能人員)

第2条 転コース可能人員は、各コース若干人とする。

(出願資格)

第3条 コース変更を出願できる者は、一般選抜合格者で次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 変更を願い出るコースの専門分野に関する強い関心と目的意識を持っている者
- (2) 入学してからの学習態度が良好で、高い勉学意欲と基礎学力を持っている者
- (3) コースを変更することにより、標準修業年限内に卒業できないこともあり得ることを了承している者

(選考方法)

第4条 転コース志願者を選考するため、転コース認定試験を実施する。

2 転コース認定試験に関する実施要領は、別に定める。

(転コース許可)

第5条 転コースの許可は、工学部教授会の議を経て、学部長が行う。

(転コースを許可された者の修業年限等)

第6条 転コースを許可された者の修業年限、在学期間及び休学期間は、長崎大学学則の規定によるものとする。

(転コースを許可された者の履修方法等)

第7条 転コースを許可された者の履修方法及び卒業要件は、規程に規定する転コース先の履修方法及び卒業要件によるものとする。

長崎大学工学部転コース認定試験に関する実施要領

1 趣旨

この実施要領は、長崎大学工学部転コースに関する内規第4条第2項の規定に基づき、転コース認定試験に関し必要な事項を定めるものとする。

2 認定試験方法

認定試験は、資格審査及び面接により行う。

(1) 資格審査

当該年度に登録した履修科目の9割以上の単位（登録した履修科目が45単位以下の場合にあっては41単位以上）を修得し、かつ、これまでに修得した全ての科目の8割以上が、評語A以上であること。

(2) 面接

(1)の資格審査要件を満たした者に対して複数の面接委員による個人面接を行う。

なお、面接委員は、受入予定コースにおける教授会構成員から選出することを原則とし、志願者数確定後、決定する。

評価項目は、コース変更の志望動機、勉学意欲、基礎学力等とし、100点満点で点数化する。基礎学力に関しては、当該学生が履修した工学基礎科目の内容あるいは履修していない分野については高校卒業程度の内容を問うものとする。

注) 各得点は、評価項目ごとに小数点第3位を四捨五入するものとする。

3 認定試験日程

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) コース変更願受付締切 | 2月14日 |
| (2) 資格審査結果通知日 | 在学生の成績入力最終日の翌日 |
| (3) 面接試験日 | 資格審査結果通知日の翌日 |
| (4) 試験結果報告締切 | 面接試験日の翌日 |
| (5) 合否判定会議 | 学部入試の後期日程合否判定会議日 |

※ 指定した月日が、土曜・日曜となる場合は、翌月曜日を指定日とする。

4 合否判定

合否判定は、面接の得点に基づき、工学部教授会が行う。

第6章 進級・卒業

(1) 3年次進級

第3年次へ進級するためには、第2年次末までに開講される教養教育科目と専門教育科目から、合計40単位以上を修得しなければなりません。

第3年次へ進級できない場合、第2年次に留年することとなり、第3年次以上の授業科目を履修することができないほか、工学部長から退学勧告を出すことがあります。

(2) 卒業研究

卒業研究とは、4年次に履修する必修科目で、学生が配属された各分野の研究室において指導教員の下、研究を行うものです。研究室配属までに自己の適性、進みたい分野について十分検討できるよう勉強しておいてください。

(3) 卒業研究の履修資格

卒業研究に着手するためには、3年次終了時に次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 教養教育科目については、別表第1に定める最低修得単位数を修得していること。
- ② 専門教育科目については、所属コースにおいて別に定める要件を満たしていること。

(4) 卒業の認定

本学部に4年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては、卒業を認定します。認定された者には、「学士の学位」が授与されます。

(5) 成績優秀者の授業科目履修の特例

(3)の要件にかかわらず、2年次末までに、所属コースが指定する授業科目の単位を修得し、かつ、優秀な成績を修めた者で教育上有益であると認めた場合には、3年次において卒業研究及び4年次に開講する必修科目・選択科目の履修を認めています。

この措置を希望する者は、予め所属コースのコース長又は教務委員に申し出て履修指導を受けなければなりません。

なお、本学部は、成績の極めて優秀な学生に対して、早期卒業及び飛び級のよう、学部の修業年限を3年間に短縮できる制度を設けています。

(6) 早期卒業

次に掲げる要件に該当する場合には、(4)の要件に関わらず、本学部に3年以上在学した者の卒業を認定します。

- ① 工学部規程別表第1に定める最低修得単位数を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- ② 早期卒業を希望していること。

これは、早期に大学を卒業することで経済的優遇を与え、かつ大学院や実社会等に早期に進む機会を提供する趣旨で設けられています。

(7) 大学院博士前期課程及び大学院博士課程（5年一貫制）への飛び級

研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を提供する趣旨で設けられています。ただし、飛び級で大学院に入学した者には本学から卒業資格は与えられません。ただし、大学院在学中に不足単位を修得したうえで「大学評価・学位授与機構」へ単位の修得状況を証明する書類を提出し、資格審査を経て「学士の学位」を上記の機構から取得することができます。

飛び級を希望する者は、所属コースの教務委員や指導教員へ相談してください。

第7章 日本技術者教育認定機構の認定について

日本技術者教育認定機構（JABEE: Japan Accreditation Board for Engineering Education）は、大学などの高等教育機関で実施されている技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかを公平に評価し、要求水準を満たしている教育プログラムを認定する機関です。（詳細は、<https://jabee.org/>を参照してください。）

工学部では、認定審査を受けるコースに所属する学生は、所属コースの教育プログラムの履修者となります。ここで、所属コースの教育プログラムとは、教養教育、専門教育を含む入学から卒業までのカリキュラムのみならず、教育方法、教育設備・環境等を含む教育システム全体のことをいいます。

認定審査を受けるコースの卒業要件を満たし、日本技術者教育認定機構によって認定された期間に卒業した者に対しては、プログラムの修了を認定します。

プログラム修了生は、技術士の一次試験合格者と同等であるとして、技術士補となる資格が与えられます。また、申請により技術士補として登録することができます。

（注）平成23年度入学者からは、構造工学コース、社会環境デザイン工学コースの2コースがプログラム修了の認定を得られます。

第8章 カリキュラム表と各科目の単位数

(1) カリキュラム表について

全ての授業科目は、「カリキュラム表」に決められています。専門教育科目については、コース別に作成されており、それぞれ次頁以降に掲載しています。

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数（卒業に必要な単位数）に関しては、第1章（5）の〔別表第1〕にまとめています。

(2) 各コースの規定及びカリキュラム表

次頁より、各コースで定められた規定及びカリキュラム表を記載しています。

一 機械工学コース

《規定》

履修上の注意

機械工学コース学生は、工学部規程及びこの手引に定められた事項に加えて、次の各項に注意して学習すること。

1. 選択科目の履修方法

選択科目については、各自、履修計画を立てて受講し、合計22単位以上を修得すること。ただし、カリキュラム表の備考欄に*1を付した科目（経営管理と産業経済学の2科目）から2単位以上を必ず修得すること。

2. 卒業研究着手基準

3年次末までの履修実績が下記の全てに該当する者は、卒業研究に着手することができる。

- (1) 教養教育の最低修得単位を修得している者。
- (2) 3年次までに取得すべき必修科目の修得単位が55単位以上の者。
- (3) 選択科目の修得単位が15単位以上の者。

3. 早期卒業について

早期卒業を希望する者は、2年次末の定められた時点までに、コース長又は教務委員に予め申し出なくてはならない。早期卒業希望の申し出の期限については、掲示等により別途、周知する。申し出た者のうち、2年次末の成績等が3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準を満足する者については、第6章(5)成績優秀者の授業科目履修の特例（工学部規程第18条及び第20条関係）に示されているように、「2. 卒業研究着手基準」に依らず、3年次での卒業研究の着手を認める。

3年次での卒業研究の着手を認められた者は、4年次の開講科目も3年次に履修できる。なお、3年次における卒業研究等の履修及び早期卒業に係る認定基準については、次のとおりとする。

- (1) 3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準
以下の条件を全て満足すること。
 - ① 1年次末及び2年次末において成績評価が工学部規程第9条第2項に規定する上限単位数を超えて履修できる要件を満たしていること。
 - ② 2年次末までに、教養教育科目の最低修得単位数を全て修得していること。
 - ③ 2年次末までに、開講された必修の専門教育科目の全て51単位及び選択の専門教育科目9単位以上を修得していること。
 - ④ 2年次末までに修得した必修の専門教育科目の全て51単位が評語A以上であること。
 - ⑤ 2年次末までに修得した選択の専門教育科目のうち9単位以上が評語A以上であること。

(2) 早期卒業の認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 卒業に必要な専門教育科目の最低修得単位数96単位を全て修得していること。
- ② 修得した必修の専門教育科目の全て(74単位)が評語A以上であること。
- ③ 修得した選択の専門教育科目のうち22単位以上が評語A以上であること。

開 講 単 位 数 一 覧								
学 年	1年次		2年次		3年次		4年次	
学 期	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q
必 修	8	6	17	20	9	5	1	8
選 択	7	0	2	0	7	11	2	0
計	15	6	19	20	16	16	3	8
合計	21		39		32		11	

(備 考)

1. 選択科目の中から22単位以上（うち備考欄に*1を付した科目から2単位以上を含む。）を修得すること。
2. 他のコース及び他学部で修得した単位（副専攻プログラムにおいて修得した単位を含む。）は、8単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低履修単位数に算入することができる。
3. 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

－電気電子工学コース－

《規 定》

履修上の注意

電気電子工学コースの学生は、工学部規程及びこの手引に定められた事項に加えて、次の各項に注意して学習すること。

1. 卒業研究着手基準

電気電子工学コースの卒業研究は、修学状況が良好と認められた者のみが着手することができる。最低限の基準は次のとおりであるが、最終的な認定は3年次末*のコース会議にて行われる。なお、過年度生についての最低限の基準は別に指示する。

- (1) 教養教育科目の最低修得単位を修得していること。
- (2) 専門教育科目中より、68単位以上（ただし自由科目は除く）を修得していること。
- (3) 前項の単位数には、少なくとも必修科目40単位以上を含んでいること。

2. 早期卒業について

早期卒業を希望するものは、予めコース長又は教務委員に申し出ることにより、2年次末*の成績等により3年次*での卒業研究着手を認める。4年次*の開講科目も3年次*に履修できる。なお、早期卒業の要件については以下のとおりである。

(1) 3年次*における卒業研究等の履修に係る認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 1年次末*及び2年次末*において、成績評価が工学部規程第9条第2項に規定する上限単位数を超えて履修できる要件を満たしていること。
- ② 2年次末*において、教養教育科目の最低修得単位数を全て修得していること。
- ③ 2年次末*において、開講された必修の専門教育科目の全て41単位及び選択の専門教育科目のうち9単位以上を修得していること。
- ④ 2年次末*において、修得した必修の専門教育科目のうち37単位以上が評語A以上であること。
- ⑤ 2年次末*において、修得した選択の専門教育科目のうち9単位以上が評語A以上であること。

(2) 早期卒業の認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 卒業に必要な専門教育科目の最低修得単位数全て96単位を修得していること。
- ② 修得した必修の専門教育科目のうち52単位以上が評語A以上であること。
- ③ 修得した選択の専門教育科目のうち34単位以上が評語A以上であること。

※「年次」は、入学から休学期間を含む在籍期間を意味する。例えば、2年次は、入学から休学期間を含む在籍期間の2年目であることを意味する。

開 講 単 位 数 一 覧								
学 年	1年次		2年次		3年次		4年次	
学 期	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q
必 修	12	11	12	6	4	5	0	8
選 択	0	0	2	12	20	11	4	6
計	12	11	14	18	24	16	4	14
合 計	23		32		40		18	

(備 考)

- 注1. 他のコース，他学部（副専攻プログラムを含む）及び他大学（放送大学を含む）で修得した単位は，合わせて8単位までを卒業要件の選択科目として認める。
- 注2. 「学外実習・工場見学」において，学外実習は5日間以上とする。また，工場見学は適当な日を選び教員が引率する。学外実習と工場見学を併せて単位として認める。
- 注3. 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を，○印は教員免許取得上の選択科目を表す。
- 注4. 資格欄の「電気主」は電気主任技術者，「電気工」は第2種電気工事士，「無線技」は第1級陸上無線技術士，「特無技」は第1級陸上特殊無線技士並びに第2級海上特殊無線技士をそれぞれ表す。また，●印は各資格取得上の必修科目，○印と◎印は各資格取得上の選択科目を表す。
- ① 電気主任技術者免状取得希望者は，「電気主」欄の●印が表す必修科目を全て修得すること。さらに，○印が表す選択科目から1科目以上修得し，◎印が表す選択科目から2科目以上修得すること。これにより，所定の実務経験を経て認定申請をすれば，免状を取得することができる。
 - ② 第2種電気工事士免状取得希望者は，「電気工」欄の●印が表す必修科目を全て修得し，○印が表す選択科目から1科目以上修得すること。これにより，第2種電気工事士の筆記試験が免除される。
 - ③ 第1級陸上無線技術士免許証取得希望者は，「無線技」欄の●印が表す必修科目を全て修得すること。これにより，国家試験の一部が免除される。
 - ④ 第1級陸上特殊無線技士並びに第2級海上特殊無線技士の免許証取得希望者は，「特無技」欄の●印が表す必修科目を全て修得すること。これにより，指定された機関に自己申請すれば，免許証を取得することができる。

一 構造工学コース一

《規 定》

履修上の注意

構造工学コース学生は、工学部規程及びこの手引に定められた事項に加えて、次の各項に注意して学習すること。

1. 卒業研究着手基準

判定会議までに次の条件をすべて満たしていること。

(1) 教養教育科目の最低修得単位数を修得していること。

(2) 専門教育科目について

必修科目より55単位以上、及び選択科目より20単位以上を修得していること。なお、修得した選択科目には、基礎化学、生命科学及び環境地質学の3科目のうち2単位以上、経営管理、産業経済学のうち2単位以上が含まれていること。

(3) 下記の9科目すべてを修得していること。

科 目 名	単 位	科 目 名	単 位
建 築 製 図 I	2	構 造 力 学 I	2
構 造 工 学 入 門	1	構 造 力 学 演 習 I	1
材 料 力 学	2	C A D 演 習	2
材 料 力 学 演 習	1	エ ン ジ ニ ア リ ン グ デ ザ イ ン 入 門	1
		構 造 工 学 セ ミ ナ ー	1

2. 早期卒業について

早期卒業を希望するものは、コース長又は教務委員に予め申し出なければならない。また、以下の認定基準を満足しなければならない。

(1) 3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 1年次末及び2年次末において成績評価が工学部規程第9条第2項に規定する上限単位数を超えて履修できる要件を満たしていること。
- ② 2年次末までに、教養教育科目の最低修得単位数を全て修得していること。
- ③ 2年次末までに、開講された必修の専門教育科目の全て45単位及び選択の専門教育科目*の全て17単位を修得していること。
- ④ 2年次末までに修得した必修の専門教育科目のうち45単位が評語A以上であること。
- ⑤ 2年次末までに修得した選択の専門教育科目のうち17単位が評語A以上であること。

(2) 早期卒業の認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 卒業に必要な専門教育科目の最低修得単位数全て96単位を修得していること。
- ② 修得した必修の専門教育科目のうち69単位以上が評語A以上であること。
- ③ 修得した選択の専門教育科目*のうち27単位以上が評語A以上であること。

※ 選択の専門教育科目に「創成プロジェクト」は含めない。

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	講義	演習	実験実習	毎週授業時間数																教員免許に係る科目		建築士資格	備考(前提履修科目及び注記)
		必修	選択	自由					1年次				2年次				3年次				4年次				工業	理科		
									1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q				
専門科目	建築設計製図A		1		3		○										4							○		i		
	建築設計製図B		1		3		○										4							○		i		
	CAD演習	2			2		○						4	4										○		x		
	エンジニアリングデザイン入門	1			2		○						4															
	構造工学実験	2			3		○								6	6								○		v		
	構造デザイン		1		3		○												4					○		i	注4	
	建築・アーバンデザイン		1		3		○												4					○		i	注4	
	機械デザイン		1		3		○												4					○			注4	
	構造工学セミナー	1			3		○												2	2				○				
	学外実習及び見学	1			3		○											*		*							注6, 注7	
	国際インターンシップ		1		1・2・3・4		○																					
	グローバルセミナーA		1		1・2・3・4		○																					
	グローバルセミナーB		1		1・2・3・4		○																					
	グローバルコミュニケーション演習A		1		1・2・3・4		○																					
	グローバルコミュニケーション演習B		1		1・2・3・4		○																					
卒業研究	8			4			○																					
計	69	56	11																									

開 講 単 位 数 一 覧								
学 年	1年次		2年次		3年次		4年次	
学 期	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q
必 修	11	8	9	17	9	7	0	8
選 択	2	5	4	6	11	16	4	0
計	13	13	13	23	20	23	4	8
合 計	26		36		43		12	

(備 考)

- 注 1. 卒業に必要な専門教育の単位数は、必修61単位、選択27単位である。ただし、選択については下記注2～5を満足すること。
- 注 2. 工学基礎科目の基礎化学、生命科学及び専門科目の環境地質学の3科目のうち、2単位以上を修得すること。
- 注 3. 工学基礎科目の経営管理、産業経済学のうち、2単位以上を修得すること。
- 注 4. 専門科目の選択科目の構造デザイン、建築・アーバンデザイン及び機械デザインの3科目のうち、1単位以上を修得すること。
- 注 5. 専門科目の選択科目の中から22単位以上を修得すること。なお、選択科目の単位(卒業要件)として8単位まで他コースの開講科目で置き換えることができる。
- 注 6. 毎週授業時間数欄に*を付した科目は、集中講義として開講される。
- 注 7. 学外実習及び見学は、学外実習と見学の両方を修得して成立する。
- 注 8. 入学後に、他大学、放送大学、他学部で修得した単位については修得認定をするが、卒業要件としては単位認定をしない。ただし、他学部との副専攻プログラムで修得した単位は8単位まで、環境科学部で開講される地域計画論及び環境計画学Iで修得した単位は4単位までの計12単位までを選択科目の単位(卒業要件)として算入することができるが、他コース科目と合わせて12単位を超えないものとする。
- 注 9. 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。
- 注 10. 資格欄は、一級建築士、又は二級建築士及び木造建築士に必要な科目を表す。一級建築士については①と②と⑤を、二級建築士及び木造建築士については③と④と⑤を参照すること。

(一級建築士)

- ① 一級建築士の受験資格取得希望者は、資格欄に示すiの科目から7単位以上、iiの科目から4単位以上、iiiとivの科目すべて、vの科目から4単位以上、viの科目から3単位以上、viiとviiiの科目から2単位以上、ixを履修すること。
- ② 一級建築士の免許登録にあたっては、取得した単位数によって必要な実務経験の期間が異なる。資格欄のxの科目も含めて、総単位数が60単位以上であれば実務経験2年、50単位以上であれば実務経験3年で、40単位以上であれば実務経験4年で建築士の免許が登録できる。

(二級建築士及び木造建築士)

- ③ 二級建築士及び木造建築士受験資格取得希望者は、資格欄に示すiの科目から3単位以上、ii～ivの科目から2単位以上、v～viiの科目から3単位以上、viiiの科目から1単位

以上，ixの科目を履修すること。

- ④ 二級建築士及び木造建築士の免許登録にあたっては，取得した単位数によって必要な実務経験の期間が異なる。資格欄のxの科目も含めて，総単位数が40単位以上であれば実務経験0年，30単位以上であれば実務経験1年，20単位以上であれば実務経験2年で建築士の免許が登録できる。

(他コース・他学科の指定科目)

- ⑤ 構造工学コースの開講科目の他に，社会環境デザイン工学コースで開講される「建設マネジメント」(資格欄viii)，「都市・交通計画」，「測量学」，「環境計量学」，「景観デザイン」(以上，資格欄x)，環境科学部で開講される「地域計画論」，「環境計画学Ⅰ」，「環境計画学Ⅱ」(以上，資格欄x)も指定科目である。

ー社会環境デザイン工学コースー

《規 定》

履修上の注意

社会環境デザイン工学コース学生は、工学部規定及びこの手引に定められた事項に加えて、次の各項に注意して学習すること。

1. 前提履修科目

下記の授業科目の履修には、右欄の関連項目をすでに受講していることが必要である。

授業科目	関連科目	備考
測量学実習	測量学	

2. 卒業研究着手基準

卒業研究を履修できる資格の基準は次のとおりとする。

- (1) 教養教育科目の最低修得単位を修得していること。
- (2) 工学基礎科目および専門科目の必修科目のうち、57単位以上を修得していること。
ただし、3年次第2クォーターまでに開講される工学基礎科目の全必修科目を修得するとともに、次の指定科目（計3単位）の中から2単位以上を含んでいること。

授 業 科 目	単 位
測量学実習	1
社会環境デザイン工学実験・演習A	1
社会環境デザイン工学実験・演習B	1
計	3

- (3) 工学基礎科目および専門科目の選択科目のうち、18単位以上を修得していること。

3. 早期卒業について

早期卒業を希望するものは、コース長または教務委員に予め申し出なければならない。
また、以下の認定基準を満足しなければならない。

- (1) 3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準

以下の条件をすべて満足すること。

- ① 1年次末及び2年次末において成績評価が工学部規定第9条第2項に規定する上限単位数を超えて履修できる要件を満たしていること。
- ② 2年次末までに、教養教育科目の最低修得単位数を修得していること。
- ③ 2年次末までに開講される全ての工学基礎科目および専門科目（必修50単位及び

選択10単位)を修得していること。

- ④ 2年次末までに修得した必修の工学基礎科目および専門科目のうち、50単位以上が評語A以上、そのうちの45単位以上が評語AAであること。
- ⑤ 2年次末までに修得した選択の工学基礎科目および専門科目のうち、10単位以上が評語A以上、そのうちの8単位以上が評語AAであること。

(2) 早期卒業の認定基準

以下の条件をすべて満足すること。

- ① 卒業に必要な工学基礎科目および専門科目の最低修得単位数96単位を修得していること。
- ② 修得した必修の工学基礎科目および専門科目のうち、63単位が評語A以上、そのうちの56単位以上が評語AAであること。
- ③ 修得した選択の工学基礎科目および専門科目のうち、25単位以上が評語A以上、そのうちの22単位以上が評語AAであること。

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	講義	演習	実験実習	毎週授業時間数																教員免許に係る科目		備考(前提履修科目及び注記)			
		必修	選択	自由					1年次				2年次				3年次				4年次				工業	理科				
									1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q						
専門科目	水環境工学		2		3	○																	4					○	*3	
	数値流出解析		1		4		○																		4			○	*3	
	環境修復学		2		3	○																						○	*3	
	環境計量学		2		3	○																						○	*3	
	工業爆薬学		2		4	○																								*3
	国際インターンシップ		1			1-2-3-4		○																						
	グローバルセミナーA		1			1-2-3-4	○																							
	グローバルセミナーB		1			1-2-3-4	○																							
	グローバルコミュニケーション演習A		1			1-2-3-4		○																						
	グローバルコミュニケーション演習B		1			1-2-3-4		○																						
卒業研究		8			4		○																							24
計		71	60	7																										

開 講 単 位 数 一 覧								
学 年	1年次		2年次		3年次		4年次	
学 期	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q
必 修	8	9	16.5	16.5	8	5	0	8
選 択	0	4	0	4	18	25	7	0
計	10	11	18.5	20.5	24	30	7	8
合 計	21		39		54		15	

(備 考)

1. 選択科目の中から25単位以上を修得すること。ただし以下①～③の要件を満足すること。

- ① 備考欄に*1を付した科目から4単位以上を含むこと。
- ② 備考欄に*2を付した科目から2単位以上を含むこと。
- ③ 備考欄に*3を付した科目から合計19単位以上を含むこと。

2. 他のコース、他学部（副専攻プログラムを含む）及び他大学（放送大学を含む）で修得した単位は、8単位までを備考欄に*3を付した科目として卒業要件単位に含めることができる。

3. 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

4. 「工業爆薬学」の単位修得者は、火薬類取扱保安責任者の資格試験のうち、一般火薬学の試験が免除される。

5. 「学外実習及び見学」に関する履修は、以下の通りに従うこと。

①学外実習（インターンシップ）

実習期間は2週間（実働10日間）以上とする。2週間に満たない場合は単位認定できない。複数の企業・団体で実習を行い、合わせて実働10日以上としてもよい。ただし、1件あたりの実習期間は、最低実働2日間以上であることを求める。（単日は不可）

なお、希望実習先が3件以上の場合は、当該学生に対し担当教員への理由書提出を求め、コース担当教員会議にてその必要性を協議し、都度可否を決定することとする。

②現場見学

①の実習への参加とレポート提出が完了している中で、遅刻等で不参加、もしくは一部参加となった場合、現場見学のみ次年度以降に参加し、レポートを提出することで単位を認定する。

また、①の学外実習への参加が認められなかった場合、本人が希望すれば現場見学のみ当該年度に参加することを認める。次年度以降に学外実習に参加しレポート提出が完了することで単位を認定する。

－化学・物質工学コース－

《規定》

履修上の注意

化学・物質工学コースの学生は、工学部規程及びこの手引に定められた事項に加えて、次の各項に注意して学習すること。

1. 実験及び演習の履修

- (1) 学生実験と専門教育科目の講義科目が重複する場合は、実験を優先的に履修すること。
- (2) 学生実験（実験の講義，実験の安全指針を含む。）及び演習は全回出席しなければならない。

2. 卒業研究着手基準

卒業研究を履修するためには、3年次の学年度末に行うコース判定会議の時点で次の条件をすべて満たさなければならない（注1）。

- (1) 教養教育科目における最低修得単位を修得していること。
- (2) 専門教育科目において必修及び選択の合計で70単位以上を修得していること。
- (3) (2)の修得単位には、必修科目を50単位以上含むこと。
- (4) (2)の修得単位には、下表の実験科目（必修；4科目7単位）および演習科目（選択必修；9科目のうち6科目3単位以上）を含むこと。なお、6科目3単位を越えて演習科目の単位を修得した場合、その単位も選択科目として算入することができる。

実験科目	単位	演習科目	単位
基礎実験	1	固体化学演習	0.5
化学・物質工学実験 A	2	固体物理学演習	0.5
化学・物質工学実験 B	2	物理化学演習	0.5
化学・物質工学実験 C	2	高分子化学演習	0.5
		金属組織学演習	0.5
		分析化学演習	0.5
		無機化学演習	0.5
		有機化学演習	0.5
		生化学演習	0.5

（注1）判定年度後期の成績が確定後に判定を行う。

3. 卒業要件

卒業するためには、以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 教養教育科目における最低修得単位を修得していること。
- (2) 専門教育科目において必修科目を全て修得していること。
- (3) 専門教育科目の選択科目（選択必修科目を含む）を33単位以上修得していること。

4. 早期卒業について

早期卒業を希望するものは、コース長又は教務委員に予め申し出なければならない。また、以下の認定基準を満足しなければならない。

- (1) 3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準（注2）

以下の条件を全て満足すること。

- ① 1年次末及び2年次末において成績評価が工学部規程第9条第2項に規定する上限単位数を超えて履修できる要件を満たしていること。
- ② 2年次末までに、教養教育科目の最低修得単位数を全て修得していること。
- ③ 2年次末までに、開講された必修の専門教育科目49単位以上及び選択の専門教育科目13単位以上を修得していること。
- ④ 2年次末までに修得した必修および選択の専門教育科目の全てが評語AAであること。

- (2) 早期卒業の認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 卒業に必要な専門教育科目の最低修得単位数全て96単位を修得していること。
- ② 修得した必修の専門教育科目の全て63単位が評語AAであること。
- ③ 修得した選択の専門教育科目のうち33単位以上が評語AAであること。

（注2）卒業研究等認定基準に、履修した上級学年の単位も含む。

開 講 単 位 数 一 覧								
学 年	1年次		2年次		3年次		4年次	
学 期	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q
必 修	12	8	16	11	4	3	1	8
選 択	0	4	0	9	16.5	8	2	4
計	12	12	16	20	20.5	11	3	12
合 計	24		36		31.5		15	

(備 考)

- 注1. 選択科目（選択必修科目を含む）の中から33単位以上を修得すること。
- 注2. 上記の開講単位数一覧には、創成プロジェクト、創成プロジェクト実践Ⅰ、創成プロジェクト実践Ⅱ、国際インターンシップ、グローバルセミナーA、グローバルセミナーB、グローバルコミュニケーション演習A、グローバルコミュニケーション演習Bは含めていない。
- 注3. 他のコース、他学部（副専攻プログラムを含む）及び他大学（放送大学を含む）で修得した単位は、合わせて8単位までを卒業要件の選択科目に加えることができる。
- 注4. 教員免許に係る教科に関する科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

第9章 教育職員免許状の取得について

(1) 工学部で取得できる免許

工学部では、高等学校教諭一種免許状の「工業」及び「理科」が取得できます。

なお、教育職員免許状の取得方法は、入学時の「新入生オリエンテーション」及び各学年対象の「教職ガイダンス（説明会）」で説明があります。教職ガイダンスについては別途掲示で通知します。

(2) 免許状を取得するために必要な単位

高等学校教諭一種免許状を取得するには、希望する教科ごとに下表の所定の単位数を修得しなければなりません。

区分	授業科目名	単位数	標準履修年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目（第8章（2）各コースのカリキュラム表で確認すること。）	26	1～4	
	工業 工業入門 ☆	2	2	※
	工業 職業指導Ⅰ ☆	2	3	※
	工業 職業指導Ⅱ ☆	2	3	※
	工業 工業科教育法 ☆	4	3	※
	理科の関係科目（第8章（2）各コースのカリキュラム表で確認すること。）	28	1～4	
	理科 物理科学	2	1	○
	理科 地学概論 ☆	2	2	※
	理科 理科教育法 ☆	4	3	※
教育の基礎的理解に関する科目	教職論 ☆	2	1	※
	教育原理（教育課程の意義及び編成の方法の内容を含む。） ☆	2	1	○
	教育心理学 ☆	2	1	○
	特別な支援を必要とする子どもの理解 ☆	2	1	○
	教育社会・制度論 ☆	2	1	○
道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ☆	2	2	○
	教育方法・技術論 ☆	1	2	○
	ICT活用の理論と実践 ☆	1	2	○
	生徒・進路指導論 ☆	2	2	○
	教育相談 ☆	2	2	○

教育実践に関する科目	事前・事後指導 ☆	1	4	※
	教育実習 ☆	2	4	※
	教職実践演習 ☆	2	4	※
教育免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	1	○
	健康科学	1	1	○
	スポーツ演習	1	2	○
	英語コミュニケーションⅠ	1	1	○
	英語コミュニケーションⅡ	1	1	○
	統計学概論	1	1	○
	データサイエンス概論	1	1	○
合 計		67		

注1) 備考欄に○印がある科目は、教養教育科目です。

注2) 授業科目名の直後に☆印がある科目は、履修登録の上限単位数に算入しない科目です。

注3) 備考欄に※印がある科目は、専門教育科目として開講される自由科目です。

教育実践に関する科目については、下記のとおりです。

- ① 教育実習の受講資格は、3年次末までに次の要件を満たしていることです。
 - ・卒業研究を履修するための要件を満たしていること。
 - ・教育免許法施行規則第66条の6に定める科目の8単位を修得していること。
 - ・教科及び教科の指導法に関する科目を36単位以上修得していること。
 - ・教育の基礎的理解に関する科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の18単位を全て修得していること。
- ② 「事前・事後指導」(1単位)は、事前指導：4年次前期(実習開始前)10時間、事後指導：4年次後期(実習終了後)5時間の講義科目です。
- ③ 「教育実習」(2単位)は、受入高校が指定する2週間以上の期間(主に5月～9月)に行われる90時間の実習科目です。実習は、原則として出身高校で受けてください。ただし、「工業」の免許取得を希望する場合、あるいは出身高校の受け入れが困難な場合は、工学学務係へ相談してください。長崎県内5工業高校(長崎県立長崎工業高等学校、長崎県立大村工業高等学校、長崎県立佐世保工業高等学校、長崎県立島原工業高等学校及び長崎県立鹿町工業高等学校)へ受け入れを申請します。
- ④ 「教職実践演習」(2単位)は、4年次後期30時間の演習科目です。教職の実務で直面する様々な場面を設定し、授業内容に応じて、ロールプレイングやグループ討論、実技指導のほか、実務実習(学習支援実習等)や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れます。

(3) 免許状交付の申請

上記に示した、所定の単位を修得した人には、都道府県の教育委員会に免許状交付の申請をすることで、該当する免許状が授与されます。

工学部では免許取得に必要な所定の単位を修得し、3月に卒業する学生に限り、長崎県教育委員会へ免許状交付の一括申請を行っています。

- ① 免許状の授与を希望する学生は、卒業する年度の10月初旬頃に工学学務係で「教育職員免許状取得希望調査票」の受付を行いますので、必ず手続きを行ってください。未提出の場合は個人申請となります。
- ② 11月下旬頃に「教育職員免許状一括申請に関する説明会」を行いますので、必ず出席してください。説明会に参加しない人は個人申請となります。申請の際、手数料として長崎県収入証紙3,300円（令和6年度現在）が必要です。
- ③ 一括申請した免許状については、卒業式当日に交付されます。

なお、一括申請に漏れた場合は、卒業した後、個人申請を行って免許を取得してください。個人申請に必要な書類等については、各都道府県教育委員会の免許担当課に確認してください。

第10章 資格について

工学部在学中又は卒業後に下記のとおり資格試験を受検できます。

多くの資格は持っていても必ず就職が可能となるわけではありません。しかし、企業等は資格を持っていない人と比較すれば、資格を持っている人を雇用する可能性が高くなります。何かの資格を取得しておくことは、関係分野の専門知識があることを証明でき、就職に際しても、有利になります。また、勤務先によっては、その資格に対する手当が支給されることもあります。

工学部ではいくつかの資格を取得できるようになっています。以下にいくつかの資格を簡単に紹介しますので、参考にしてください。また、この他にも、授業を受講することによって、資格試験に合格しやすくなる可能性のあるものもありますので、調べてみてください。

【資格一覧】

種 類		該当コース	備 考
高等学校教諭一種免許状 (工業・理科)		全コース	教育職員免許法第5条別表第1に定める所定の単位を取得すると申請できる。
修習技術者		構造工学コース 社会環境デザイン工学コース	技術士の第一次試験の免除
衛生工学衛生管理者免許		全コース	衛生管理者規程第3条に定める所定の講習を修了すると申請できる。
二級ボイラー技師免許		機械工学コース	ボイラーの取扱いについて、所定の実地修習後、受験資格が与えられる。 二級・・・3年以上の実地修習後 一級・・・1年以上の実地修習後 特級・・・2年以上の実地修習後 (ボイラー及び圧力容器安全規則第101条)
一級ボイラー技師免許			
特級ボイラー技師免許			
電気主任技術者	第三種電気主任技術者免許	電気電子工学コース	所定の実務経験年数以上で認定申請できる。 第三種・・・1年以上 第二種・・・3年以上 第一種・・・5年以上 (電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条)
	第二種電気主任技術者免許		
	第一種電気主任技術者免許		
第二種電気工事士		電気電子工学コース	筆記試験の免除(電気工事士法施行令第9条)
第一級陸上無線技術士		電気電子工学コース	試験の一部免除(無線従事者規則第7条)
第一級陸上特殊無線技士		電気電子工学コース	無線従事者規則第30条に定める所定の単位を取得すると申請できる。
第二級海上特殊無線技士			

種 類	該当コース	備 考
一級建築士	構造工学コース	所定の単位を取得すれば卒業後すぐに受験することができる。所定の実務経験（最低2年）後に免許が登録できる。（建築士法第14条）
二級建築士及び木造建築士	構造工学コース	所定の単位を取得すれば卒業後すぐに受験することができる。所定の実務経験（最低0年）後に免許が登録できる。（建築士法第15条）
一級土木施工管理技士	構造工学コース 社会環境デザイン工学コース	指導監督の実務経験1年以上を含む実務経験3年以上で技術検定を受けることができる。 （建設業法施行令第27条の5）
測量士補	社会環境デザイン工学コース	資格が与えられる。 （測量法第51条）
測量士	社会環境デザイン工学コース	1年以上の実務経験後資格が与えられる。 （測量法第50条）
火薬類取扱保安責任者	社会環境デザイン工学コース	所定の単位を取得すれば一般火薬学の試験免除（火薬類取締法施行規則第77条）
甲種危険物取扱者	化学・物質工学コース	大学において、化学に関する学科を卒業した者は受験資格が与えられる。 （消防法第13条の3）
公害防止管理者 （大気関係・水質関係・騒音関係・粉じん関係）公害防止主任管理者	機械工学コース 社会環境デザイン工学コース 化学・物質工学コース	所定の実務経験年数を経た後、所定の講習を受けることができる。 （特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第10・第11条）

第11章 学生相談

皆さんは、これから始まる4年間の学生生活で修学上の問題や交友関係、経済問題、就職・進路問題、人生観、家族関係、身体的不調など、様々な問題で困ったり、悩んだりすることがあると思います。

長崎大学には、学生生活や修学上の疑問や要望に応えるための様々なシステムがあります。工学部では、皆さんの学生生活全般を支援するため、各種委員会及び学生相談室を設けて様々な相談に対応していますので、積極的に活用してください。

また、工学部に対する意見や要望があれば、工学部学務係へメールまたは電話でご連絡ください。

(1) 工学部の各種委員

皆さんの入学後の心配事や悩み事の中には、修学上の問題がたくさんあると思います。例えば、「どんな科目を履修したらよいか分からない。」「専門の勉強の仕方や方法が分からない。」「単位未修得で困っている。」及び進学の問題など。

そんな時、皆さんの相談にのってくれるのが身近なコースの教員であり、教務委員又は学生委員などの教員です。相談内容に沿った適切なアドバイスが得られます。

① 教務委員

教務委員は、皆さんがスムーズに授業を履修できるよう、修学指導に深く携わっています。学期ごとの時間割の編成と調整、履修指導、入学後のオリエンテーションの実施などをお世話しています。授業等で何かわからないことや相談事があれば、まず授業担当教員及び教務委員の教員に気軽に尋ねてみてください。

② 学生委員

学生委員は、皆さんが大学生活に支障を来さないよう、学生生活全般の支援に深く携わっています。学生の事故・事件等への対応、課外活動支援及び奨学支援などがその任務です。大学生活全般で何かわからないことや相談事があれば、まずはコースの学生委員の教員や学生相談室のコミュニティライフ・アドバイザーに気軽に尋ねてみてください。

③ 就職委員

就職委員は、3年次以降の進路指導・就職支援に携わっています。

④ クラス担任及びチューター教員

皆さんが所属するコースには、クラス担任の教員及びチューター教員を配置して修学等の支援を行っています。気軽に相談してください。

(2) 工学学務係

工学学務係（以下、学務係）は、コースの教員とタッグを組んで皆さんの修学・学生生活を支援する唯一の学生窓口です。どこに相談したらよいか、また、相談に行ったら良いか判断できない場合でも、気軽に申し出てください。

① 学務係での対応事項

学務係の窓口では、工学部（専門教育）の授業時間割、履修登録、定期試験、成績管理、各種証明書の発行、身分異動（休学・復学・退学）及び各種掲示等の業務を行います。教養教育に関することは、教養教育事務室の窓口で行っています。また、奨学金や授業料免除関係は学生支援センターで対応します。

学務係の連絡先 電話：095-819-2490

E-mail：eng_gakumu@ml.nagasaki-u.ac.jp

※ 大学からみなさんへ電話連絡をすることがあります。上記の電話番号を含め“095-819-0000”は、長崎大学内の部署からの電話ですので、必ず応答してください。

② 学務係の窓口時間

[月曜日～金曜日] 8時30分から17時30分まで

[夏季・春季休業期間] 8時45分から17時30分まで

※なお、土曜・日曜及び祝祭日、年末年始は休業します。

(3) 授業担当教員

授業担当教員へ質問等で連絡したい場合は、シラバス（授業計画書）の「オフィスアワー」及び「担当教員研究室」欄で指示されたとおり対応してください。

なお、授業担当教員が非常勤講師（工学部に所属していない教員）の場合は、工学部校舎内に教員研究室があるとは限りません。質問等があれば授業時間中又は授業終了直後が賢明です。

(4) 相談窓口について

長崎大学には、工学部以外で下記の相談窓口があります。

① 学生何でも相談室

あらゆる相談（修学・履修、就職・進路、対人関係、生活一般、メンタルヘルス及びちょっとした悩みなど）に対応しています。

悩んだり、困ったりして、その解決に苦慮しているのは、あなただけではありません。あなた自身が放っておくと、大学生活になじめなくなり、学習意欲を喪失し、留年や退学に至るケースが多く見受けられます。一日も早く相談することが肝心です。

- ・ インターカー（相談受付）－学生支援センター

電 話：095－819－2106

E-mail：nandemo@ml.nagasaki-u.ac.jp

- ・ 学生何でも相談員－長崎大学ホームページに名簿を記載しています。

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/zaigaku/life/sodan.html>



- ・ ピア・サポーター－学生支援センター

特別に講習を受けた学生相談員のことです。

単位のこと、授業のこと、アルバイトのことなど、何でも気軽に相談してください。

② 保健センター

保健センターでは、皆さんの身体面、精神面、心理的な問題の悩みに応えるためにカウンセラーを配置し、相談・助言に応じています。問題解決のための個別相談を行っていますので、気軽にお訪ねください。

(※ 保健センターの連絡先 電話：095－819－2211)

③ ハラスメント相談員

あなたが教職員や友人などから、言動等により学生生活（修学、課外活動等）に支障をきたす恐れがあると感じる場合には、ハラスメント相談員へ気軽に相談してください。長崎大学ホームページに名簿を記載しています。

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/zaigaku/life/sodan.html>

あなたの秘密は守られます。早めの相談が肝心です。



第12章 学生生活

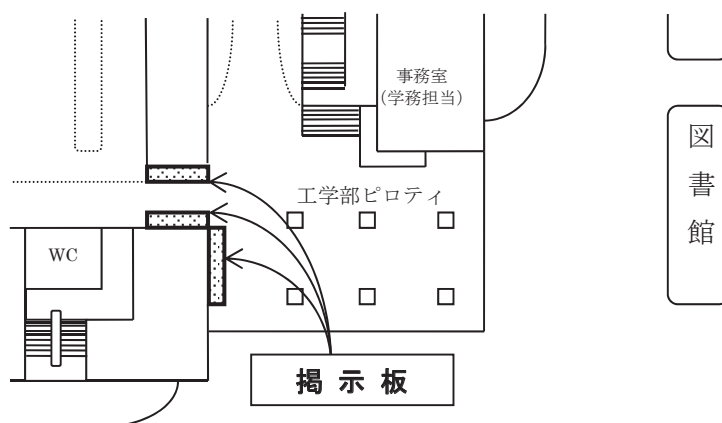
I 学生生活上の注意事項

(1) 学生掲示板について

大学から皆さんに対して行う通知や連絡は、学生掲示板を通じ公表されます。

授業や定期試験等の教務事項、授業料免除・奨学生の募集、課外活動等の学生生活事項及び呼出し連絡等は、すべて掲示により通知されますので、一日に一度は必ず掲示板を見るように心掛けてください。掲示を見なかったために重大なミスに繋がる結果を招くことのないように注意してください。

学生掲示板は、工学部・教養教育事務室・学生支援センター等にあります。また、工学部には工学部全体と各コースの掲示板があります。工学部全体の掲示板は工学部玄関（ピロティ）に、各コースの掲示板は各コースの所定の場所に設けてあります。工学部全体の掲示板は、以下のとおりです。



(2) 学生の時間外学習・研究の安全管理体制と許可制について

長崎大学では、安全管理の面から全ての学生が時間外に大学の施設を使用して学習や研究を行う場合は、許可が必要になります。許可なく時間外（平日の22時～翌朝6時，土日祝日）に工学部の建物内（研究室や自習室等）での学習や研究はできません。

- ① 平日の22時から翌日の6時までは、原則として研究室、自習室等の学習・研究に利用する施設（以下「施設等」）の利用を禁止します。
- ② 教員のいない土日祝日，その他休業日等も、原則として終日，施設等の利用を禁止します。
- ③ 上記の禁止時間帯にやむを得ず利用する場合は、事前に指導教員等の許可を得てください。（申請方法及び申請期限は各コースで確認すること。）

(3) 構内環境の整備について

建物等の施設や机・椅子等の設備は、丁寧に取り扱いってください。また、『自分のゴミは必ず所定のゴミ箱に分別して入れる』という最低限のマナーを守りましょう。なお、長崎大学構内は全面禁煙です。喫煙器具の構内持込みも禁止しています。

(4) 学内交通規制について

長崎大学文教地区では、キャンパス内への自動車の入構は許可者以外できません。バイク通学は可能ですが、所定のバイク専用駐車場を必ず利用してください。

① 自動車通学について

原則として自動車による通学は認めていません。

ただし、病気または身体に障がいがある等、特別の事情がある者が申請した場合は、自動車による通学を認められることがあります。

② 自転車通学について

自転車通学者は、必ず学生支援センターにて登録し、工学部の指定された場所に駐輪してください。

③ 臨時入構許可証について

研究用物品の搬入・搬出で自動車による入構が必要となった場合は、臨時入構許可証を貸与しますので、事前に工学部学務係に申し込んでください。サークル活動の場合は、学生支援センターに相談してください。

Ⅱ 経済生活

(1) 授業料

皆さんの授業料は、年額535,800円（半期267,900円）です。

授業料については、長崎大学ホームページ「授業料に関するお知らせ」を確認してください。

① 授業料の「預金口座振替」について

長崎大学の授業料納付は、金融機関（銀行・郵便局）の口座振替（引落とし）を採用しています。

前期（第1クォーター＋第2クォーター）分は4月27日（土日の場合は翌営業日）、後期（第3クォーター＋第4クォーター）分は10月27日（土日の場合は翌営業日）に指定の口座から引き落としを行います。また、在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

② 授業料未納による除籍について

授業料未納者が保証人への督促（2回）にも係わらず納付に応じない場合、除籍処分（長崎大学学則第28条第5号の適用）となります。

(2) 授業料免除

長崎大学には、授業料免除の制度があります。前期及び後期ごと、又は前期後期一括で本人が申請を行い、選考のうえ、授業料の全額免除又は一部免除されることがあります。申請手続きはすべて学生支援センターにて行います。手続き方法は、学生支援センター窓口、長崎大学ホームページ、NU-Webシステム等で確認してください。なお、選考結果についてはNU-Webシステムから通知があります。

(3) 奨学金制度

長崎大学では、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、地方公共団体や各種奨学団体の奨学金を取り扱っています。奨学金募集は、学生支援センターや工学部の掲示板でお知らせしていますので、注意してみてください。

※ 詳細は、直接学生支援センター（経済支援コーナー）でご相談ください。

電話：095-819-2104（奨学金担当）

Ⅲ 諸手続き一覧

手続きや相談するときに、どこへ行けばよいか迷うことが多いと思います。下の表を参考にして、気軽にご相談ください。

(1) 工学学務係で手続きする事項

事 項	手 続 方 法 等
通学証明書（学割）	通学にＪＲ、バス及び路面電車を利用する人は定期券購入の際に通学証明書が必要です。学務係窓口で所定の申込用紙に記入して申請してください。通学定期の利用区間は、自宅と大学のそれぞれの最寄りの駅、バス停、電停の区間内とします。
休学願	引き続き２ヶ月以上修学を中止しようとするときは、手続きを行ってください。なお、病気の場合、医師の診断書を添付してください。休学期間は通算して４年を超えることはできません。
復学願	休学期間満了又は休学期間中にその理由がなくなったときは手続きを行ってください。なお、病気で休学していた場合は、医師の診断書を添付してください。
退学願	理由が発生したときは手続きを行ってください。なお、病気の場合は、医師の診断書を添付してください。
追試験願	試験終了後、所定の期日までに手続きを行ってください。なお、試験を欠席した理由について証明できる書類を添付してください。（教養教育科目については、教養教育事務室に提出してください。）
欠席届	理由が発生したときから２週間以内に手続きを行ってください。なお、授業を欠席した理由について証明できる書類を必ず添付してください。
保証人（住所）変更届	保証人又は保証人の住所に変更があったときは、その都度、届を提出してください。
改姓願・転籍願	理由が発生したときは手続きを行ってください。
学生住所届	記載内容に変更があったときには、その都度変更の手続きを行ってください。
仮学生証の発行	試験時に学生証を忘れた、紛失した場合には、学生証の代わりに必要です。工学学務係で申し出てください。
施設使用願	工学部の施設使用を希望する場合は、工学部の許可が必要です。使用日の１週間前までに工学学務係へ相談し、使用願を提出してください。
既修得単位の認定申請	入学後、１週間以内に手続きを行ってください。工学部学務係では専門教育科目に関する申請のみです。（教養教育に関する科目は教養教育事務室で確認してください。）
他大学等における修得単位の認定申請 留学による修得単位の認定申請	履修前に所属コースの承認を得る必要があります。手続きについて工学学務係へ相談してください。なお、単位修得後は速やかに認定申請書等を提出してください。

事 項	手 続 方 法 等
海外渡航届 帰国届（日本人学生用） 再入国届（外国人留学生用）	<p>海外渡航（帰国）の際は、渡航日の1週間前までに海外渡航届を工学学務係へ提出してください。また、日本人学生は帰国後1週間以内に帰国届を、外国人留学生は再入国後1週間以内に再入国届を、必ず工学学務係へ提出してください。</p> <p>海外渡航届及び帰国届、再入国届は、海外渡航システムに入力し作成・印刷後、指導教員に署名・捺印を得たうえで、旅程表、パスポートのコピーと併せて提出してください。</p> <p>海外渡航届等は海外渡航システム(NU-Web システムからログイン可)から入力してください。</p> <p>また、海外渡航者は必ず外務省が実施する渡航登録サービス（渡航期間3ヶ月未満：たびレジ、3ヶ月以上：在留届）への登録を行ってください。休業期間中（夏・冬・春休み等）であっても届け出は必ず行ってください。</p> <p>作成マニュアルは、留学生教育・支援センターホームページ(http://liaison.nagasaki-u.ac.jp)の「危機管理」ページでダウンロードしてください。</p>
掲示の手続き	掲示物（A4に限ります。）を工学学務係へ持参してください。
遺失物・拾得物の受付	最寄りの各学部の学務係、教養教育事務室又は学生支援センターに届け出てください。工学部内での拾得物は工学学務係で保管しています。
盗難の届け出	工学部内で発生した場合は工学学務係へ、その他の場合は学生支援センターへ届け出てください。（警察に届け出る場合はその旨知らせてください。）
交通事故の届け出	交通事故に遭ったり、起こしたりした場合は、工学学務係へ連絡してください。また、大学構内で事故が起きた場合、警察に連絡するときも、工学学務係へ事前に連絡してください。

(2) 証明書自動発行機

事 項	手 続 方 法 等
成績証明書 卒業見込証明書 在学証明書 学生旅客運賃割引証 健康診断書	<p>学生証（IDカード）を持参の上、証明書自動発行機にて発行することができます。厳封が必要な場合は工学学務係へ申し出てください。なお、卒業見込証明書は、4年次生のうち、当該年度に卒業の見込みがある者に限り発行されます。また、健康診断書は、再検査の指示を受けた方、尿検査が未検査の方、発行する年度に健康診断を受診していない方は発行できません。</p> <p>自動発行機で発行できない証明書がある場合は、工学学務係へ相談してください。</p>

※ 証明書自動発行機の設置場所は次のとおりです。

各キャンパスのどの自動発行機でも入手できます。

文教キャンパス 学生会館（1階）、教育学部（1階）、片瀬キャンパス 経済学部、
坂本キャンパス 医学部・保健学科、歯学部

(3) 学生支援センターで手続きする事項

①課外支援コーナー

事 項	手 続 き 方 法
団体設立願	新規に団体（サークル）を設立するとき、又は継続するときには学生支援センターで手続きが必要です。詳しい説明は入学時に配付している「学生生活案内」で確認してください。
学生団体（サークル等）に関すること。	課外支援コーナーに問い合わせてください。
課外活動に関すること。	課外支援コーナーに問い合わせてください。
盗難・遺失物・拾得物の受付	課外支援コーナーに問い合わせてください。

②経済支援コーナー

事 項	手 続 き 方 法
奨学金申請	希望する奨学生の募集があった場合は、各自、申請書類を受け取り、手続を行ってください。ほとんどの奨学生の募集は、4～5月に集中しますので、掲示を見落とさないよう気をつけてください。
授業料免除申請	経済的理由等により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合等に、申請することで許可されることがあります。申請手続きについては学生支援センターで確認してください。

③生活支援コーナー

事 項	手 続 き 方 法
学生教育研究災害保険の加入申込・保険金請求	工学部では全員加入することを原則としています。特に3年次にインターンシップを履修する場合は、付帯賠償保険への加入も義務付けています。加入の有無に関する問合せや加入手続き、保険金請求に関することは学生支援センターで確認してください。負傷した場合は速やかに届け出てください。届出が遅くなると保険金の請求ができなくなる場合があります。
自転車の登録	自転車通学をする場合は、必ず学生支援センターで登録し、所定の場所に駐輪してください。
学生証再交付の手続き	生活支援コーナーに問い合わせの上、所定の手続きをおこなってください。

④学生何でも相談室

事 項	手 続 き 方 法
悩み事の相談受付	何でも相談室に問い合わせてください。

⑤キャリアセンター

事 項	手 続 き 方 法
就職情報 就職ガイダンス インターンシップに関すること	キャリアセンター・コース事務室・工学学務係に問い合わせてください。

(4) 教養教育事務室

事 項	手 続 き 方 法
教養教育の授業（講義・試験・レポート・成績・履修登録）に関すること 教養教育棟での盗難・紛失の受付 教養教育棟での遺失物・拾得物の受付 教養教育に関する修学・履修についての相談	教養教育事務室に問い合わせてください。

(5) 保健センター

事 項	手 続 き 方 法
健康（けが，病気，メンタルヘルス等）について 定期健康診断について	保健センターに問い合わせてください。なお，毎年1回（春）の定期健康診断は，保健センターで実施されるので必ず受診してください。毎年受診していないと，4年次生になって就職試験等で健康診断書が必要になっても発行することができません。

(6) 留学生教育・支援センター

事 項	手 続 き 方 法
留学生の奨学金・医療費・宿舎等に関すること 学内外の国際交流に関すること 海外留学について 留学生の生活・修学について	留学生教育・支援センターに問い合わせてください。

長崎大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め、公表するものとする。

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

学部	学科及び課程
多文化社会学部	多文化社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	総合経済学科
医学部	医学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科、薬科学科
情報データ科学部	情報データ科学科
工学部	工学科
環境科学部	環境科学科
水産学部	水産学科

2 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座等)

第3条 前条第1項に掲げる学部又は学科に、講座、学科目等を置くことができる。

2 前項の講座、学科目等は、別に定める。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第5条 大学の学生以外の者が第61条に規定する科目等履修生又は第63条の2に規定する特別の課程の履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得

した単位数その他の事項を勘案して所属学部教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第6条 本学における在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 5月31日

春季休業 3月21日から4月7日まで

夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校

卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学志願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願出なければならない。

(選抜試験)

第13条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第14条 前条の選抜試験による合格者の決定は、各学部教授会の議を経て、学長が行う。

(編入学定員を有する学部への編入学)

第15条 経済学部、医学部保健学科又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) 専修学校の特定専門課程（学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）

(8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）

2 医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（欠員のある場合の編入学及び転入学）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- (1) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志望するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を志望するもの
- (3) 教育学部若しくは学芸学部の2年課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、若しくはこれらの学校を卒業した者で、編入学を志望するもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (7) 専修学校の特定専門課程を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
- (8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
- (9) 他の大学に在学する者又は卒業し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの
- (10) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）

- 2 前項各号に掲げるもののほか、医学又は歯学の進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部又は歯学部が別に定める。
(編入学又は転入学を許可された者の修業年限等)

第17条 前2条の規定により入学を許可された者の入学する前に履修した授業科目について修得した単位及び入学する前に行った第37条第1項に規定する学修の取扱い並びに在学すべき年数については、所属学部教授会の議を経て、学長が定める。

- 2 前項の規定により在学すべき年数を定められた者の在学期間は、第6条の規定にかかわらず、在学すべき年数の2倍を超えることができない。
3 第1項の規定により在学すべき年数を定められた者の休学期間は、第22条第2項の規定にかかわらず、在学すべき年数に相当する年数を超えることができない。

(入学手続)

第18条 選抜試験又は選考の結果に基づき、入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 入学料を納付すること。
(2) 誓約書及び保証書を提出すること。ただし、第64条に規定する外国人留学生については、誓約書のみの提出とする。
2 保証書の保証人は、原則として父母又はこれに準ずる者とし、学生と連帯して責任を負うものとする。保証人又は保証人の住所に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(入学許可)

第19条 学長は、前条の入学手続(第53条の規定により、入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者は、前条第1項第1号の手続を除く。)を完了した者に入学を許可する。

- 2 学長は、入学を許可した者に対して、入学時に学生証を交付する。

(転学部等)

第20条 学生から転学部の願い出があったときは、関係学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 前項の規定により転学部を許可された者の修業年限等に関しては、第17条の規定を準用する。
3 前2項の規定は、学科及び課程を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「関係学部教授会」とあるのは「所属学部教授会」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長を経て、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

(休学期間)

第22条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して4年(医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあっては6年)を超えることができない。
3 休学期間は、第6条及び第45条の期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、所属学部長を経て、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学長は、学生が外国の大学又は短期大学で学修することが教育上有益であると所属学部教授会において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該外国の大学又は短期大学に留学することを認めることがある。

2 留学の期間は、第6条及び第45条の期間に算入する。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、受験の許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 第25条による退学者又は次条第5号により除籍となった者が、退学後又は除籍後2年以内に退学前又は除籍前に所属していた学部の学科又は課程に再入学を願い出た場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。この場合において、次条第5号により除籍となった者が再入学をすることを復籍とし、復籍は、未納の授業料を納付することを条件とする。

2 前項の規定により入学を許可された者については、本学退学時又は除籍時までの在学期間、休学期間、留学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては当該学部教授会の議を経て、学長が定めるものとする。

3 復籍した者が、除籍となった場合は、復籍することを許可しない。

(除籍)

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないと認めたとき。
- (3) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- (4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- (5) 授業料を納めないとき。
- (6) 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないとき。
 - ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの
 - イ 入学料の一部の免除が許可されたもの
 - ウ 徴収猶予が許可されたもの

第4章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考査及び単位の授与

(教育課程の編成)

第29条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び学部等の専攻

に係る専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を有機的に組み合わせ、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（授業科目の区分）

第30条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。

教養ゼミナール科目
情報・データサイエンス科目
健康・スポーツ科学科目
キャリア教育科目
外国語科目
プラネタリーヘルス入門科目
プラネタリーヘルスⅠ科目
プラネタリーヘルスⅡ科目
人文・社会科学科目
生命・自然科学科目
社会連携・キャリア教育関連科目
言語・異文化理解科目
留学支援コーディネート科目
教職課程関連科目

- 2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程（以下「学部規程」という。）の定めるところによる。
- 3 第64条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下この章において「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは、第1項に規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。
- 4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

（授業科目の開設）

第31条 教養教育科目は、本学のすべての教員の参画により開設するものとする。

- 2 専門教育科目は、各学部の教員により開設するものとする。

（授業の方法）

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（1単位当たりの授業時間）

第33条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については15時間
 - (2) 演習については30時間
 - (3) 実験、実習及び実技については45時間
- 2 前項の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、前項第1号の講義及び前項第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、前項第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、学部規程又は長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号。以下「教養教育履修規程」という。）において定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習又は実技の併用により行う授業及び芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程又は教養教育履修規程の定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- （授業期間）
- 第34条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
- （成績評価基準等の明示等）
- 第34条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- （教育内容等の改善のための組織的な研修等）
- 第34条の3 各学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- （他学部における授業科目の履修等）
- 第35条 学生が他学部の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。
- 2 学生は、他学部の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学部規程の定めるところによる。
- （本学大学院における授業科目の履修等）
- 第35条の2 学生が本学大学院に進学を希望し、当該大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。
- 2 学生は、本学大学院の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する研究科長又は学環長の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、所属学部の卒業の要件として学部規程で定める学生が修得すべき単位数（以下「卒業要件単位」という。）に含めることはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第24条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学生が本学に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

(3) 大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程の履修生として修得した単位

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第39条 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長崎大学長期履修規程(平成18年規程第47号)の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(外国人留学生等に係る留学生用科目の単位の取扱い)

第40条 外国人留学生等が留学生用科目について修得した単位は、教養教育履修規程の定めるところにより、教養教育科目として修得すべき単位に代えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第41条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件単位について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程で定めることができる。

2 前項の場合において、学部規程の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(考查及び単位の授与)

第42条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考查は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

第43条 考查及び単位の認定は、学部規程又は教養教育履修規程の定めるところによる。

(履修方法等)

第44条 この章に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の名称、単位数、履修方法、履修科目の登録の上限、考查及び単位の授与等については、学部規程及び教養教育履修規程の定めるところによる。

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業及び学位の授与)

第45条 第4条に規定する期間(第15条及び第16条の規定により入学を許可された者については、第17条第1項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、各学部において必要と認めるときは、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を課すことができる。

2 卒業要件単位のうち、第32条第2項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある場合を除き60単位を超えないものとする。

第46条 学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。この条において同じ。)に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第4条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

2 前項に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 学修の成果に係る評価の基準その他の前項に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表している学部の学生であること。

(2) 第41条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用している学部の学生であること。

(3) 学生が卒業要件単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

(4) 学生が前項に規定する卒業を希望していること。

第47条 学位の授与等については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号)の定めるところによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 本学の学部の学科等において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第6章 賞罰

(賞罰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長は、所属学部長等の推薦により表彰することができる。

第50条 学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、長崎大学教育研究評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

4 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第6条の期間に算入し、第45条及び第46条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第7章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料)

第51条 入学，転入学，編入学及び再入学を志願する者は、検定料を納めなければならない。

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第52条 検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、この学則に定めるもののほか、長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号。以下「徴収規程」という。）の定めるところによる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第53条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の願い出により、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予については、長崎大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（平成16年規程第93号。以下「免除規程」という。）の定めるところによる。

(授業料の納期)

第54条 授業料は、前期分及び後期分の2回に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を次に定める期間に納めなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納めることができる。

3 入学年度の前期分又は前期分及び後期分に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納めることができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願出によりその事情を審査し、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予することがある。

2 前項の授業料の免除及び徴収猶予については、この学則に定めるもののほか、免除規程の定めるところによる。

第56条 前条に規定する授業料の徴収猶予の期限は、前期分は9月15日限りとし、後期分は3月15日限りとする。

第57条 第54条に規定する授業料の納期中に休学を許可された者については、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合については休学当月の分、第8条第3項及び第9条第2項の規定により後期の開始日が10月1日前となる場合で当該後期の開始日に復学するときについては復学当月の分についても免除する。

第58条 退学する者、転学する者、停学を命ぜられた者又は除籍される者については、その期分の授業料を徴収する。ただし、免除規程の規定に該当する場合は、この限りでない。

(寄宿料)

第59条 寄宿料の額及び徴収方法等については、徴収規程の定めるところによる。

2 学生に特別の事情がある場合は、寄宿料を免除することがある。

3 寄宿料の免除については、免除規程の定めるところによる。

(料金の返還)

第60条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあつては第1号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を、第4号の場合にあつては後期分の授業料相当額）を返還するものとする。

(1) 選抜試験において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査等による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行い、最終合格者を決定する場合に、第1段階目の選抜の不合格者が、所定の期日までに第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出たとき。

(2) 個別学力検査の前期日程又は後期日程（以下「前期又は後期試験」という。）の出願受付後に各学部等が課す大学入学共通テストの教科・科目を受験していないことにより受験資格がないことが判明した者が、所定の期日までに前期又は後期試験に係る検定料の返還を申し出たとき。

(3) 第54条第3項の規定により入学を許可されるときに授業料を納めた者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

(4) 第54条第2項又は第3項の規定により前期分の授業料を納入する際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第61条 各学部の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第62条 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第63条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学若しくは短期大学の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学若しくは短期大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別の課程)

第63条の2 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する特別の課程に関して、あらかじめ単位の授与を公表している当該課程を修了した者に対し、単位を与えることができる。
- 3 本学の学生が第1項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第64条 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(規程)

第65条 第61条から前条までに関する細部についての規則は、別に定める。

第9章 雑則

(寄宿舎)

第66条 本学に、寄宿舎を置く。

- 2 寄宿舎に関する規則は、別に定める。

(保健)

第66条の2 学生は、毎学年本学が行う健康診断を受けなければならない。

- 2 所属学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

(補則)

第67条 この学則の施行に必要な事項は学長が定め、各学部に必要な規程については、学長の承認を得て、各学部長が定めるものとする。

附 則 (略)

長崎大学工学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、工学部(以下「本学部」という。)の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部の目的)

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、工学に関する専門的知識を修得させ、工学技術者として要求される課題探求能力、コミュニケーション能力及び技術者倫理を身につけた人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目(以下「教養教育科目」という。)を第1年次又は第2年次に、専門教育に関する授業科目(以下「専門教育科目」という。)を第1年次から第4年次までに開設して編成する。

(履修コース)

第4条 工学科に、次の履修コースを設ける。

機械工学コース

電気電子工学コース

構造工学コース

社会環境デザイン工学コース

化学・物質工学コース

2 前項の履修コースの選択、決定方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(最低修得単位数)

第5条 卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、自由科目の授業科目の単位数は、最低修得単位数に算入しないものとする。

(教養教育科目の履修方法等)

第6条 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号)の定めるところによる。

(専門教育科目の区分、名称等)

第7条 専門教育科目の区分は、工学基礎科目、専門科目及び卒業研究とする。

2 専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、教育上必要と認めるときは、臨時に授業科目を開設することがある。

(1単位当たりの授業時間)

第8条 専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については15時間
- (2) 演習については30時間
- (3) 実験及び実習については45時間

2 前項第2号の規定にかかわらず、教職実践演習の1単位当たりの授業時間は、学則第33条第2項の規定に基づき、教育効果を考慮して15時間とする。

(履修科目の登録の上限)

第9条 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限(以下「上限単位数」という。)は、1学年当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて48単位までとする。ただし、集中講義により開講される授業科目及び別表第3に掲げる教員免許に係る科目のうち特に指定する授業科目については、この限りでない。

2 学生が、前年度に登録した履修科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が2.5以上である場合には、前項に規定する上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。

$$\text{GPA} = (\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価D(失格、欠席等を含む。)}の単位数 \times 0) / \text{履修登録単位総数}$$

(履修科目の登録)

第10条 学生は、所定の期日までに、履修しようとする専門教育科目を登録しなければならない。

(考査及び単位の認定)

第11条 専門教育科目の単位の認定は、考査の結果に基づき行う。

- 2 前項の考査は、試験、論文、レポートその他の方法により行う。
- 3 第1項の考査は、学期末に期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては随時に試験を行うことがある。

(追試験)

第12条 病気、忌引その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者には、当該授業科目について追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、所定の期日までに、証明書等を添え追試験願を提出し、許可を受けなければならない。

(再試験)

第13条 専門教育科目の試験の結果、不合格となった者については、再試験を行うことがある。

2 前項の再試験の細部に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第14条 専門教育科目の成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	A A	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(他学部等における授業科目の履修等による専門教育科目の単位の認定等)

第15条 学則第35条及び第36条から第38条までに規定する他学部における授業科目の履修、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位の認定により、本学部において修得したものとみなし、又は与えられた単位のうち、専門教育科目の単位として認定できる単位数は、合わせて30単位以内とする。

2 前項に規定する他学部等における授業科目の履修等に係る学生の履修手続、その単位の認定手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(総合生産科学研究科博士前期課程又は博士課程（5年一貫制）における授業科目の履修等による専門教育科目の単位の認定等)

第15条の2 学則第35条の2の規定により、学生が総合生産科学研究科博士前期課程又は博士課程（5年一貫制）へ進学を希望する場合であって学部長が認めたときは、指導教員の履修指導に基づき、総合生産科学研究科博士前期課程又は博士課程（5年一貫制）において開設する授業科目を履修することができる。

2 前項に規定する総合生産科学研究科博士前期課程又は博士課程（5年一貫制）における授業科目の履修等に係る学生の履修手続、その単位の認定手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(進級要件)

第16条 第2年次の学生は、教養教育科目及び専門教育科目から合計40単位以上を修得しなければ、第3年次へ進級することができない。

(卒業研究)

第17条 学生は、第4年次において卒業研究を履修しなければならない。

2 卒業研究を履修する者は、別に定める所属コースが指定する授業科目を履修していなければならない。

(成績優秀者の授業科目履修の特例)

第18条 前条の規定にかかわらず、第2年次までに所属コースが指定する授業科目の単位を修得

し、かつ、その成績が優秀である者のうち、教育上有益であると認めた場合は、第3年次において、卒業研究等(第4年次を標準履修年次とする必修科目を含む。以下同じ。)の履修を認める。

(卒業の認定)

第19条 本学部に4年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては、卒業を認定する。

2 本学部に3年以上在学した者が、次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、その卒業(以下「早期卒業」という。)を認定する。

- (1) 別表第1に定める最低修得単位数を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- (2) 学生が、早期卒業を希望していること。

(成績優秀者の授業科目履修の特例及び早期卒業の認定基準)

第20条 第18条の卒業研究等の履修を認める場合の認定基準及び前条第2項の早期卒業を認める場合の認定基準については、別に定める。

(転コース)

第21条 学生から転コースの願い出があったときは、別に定めるところにより許可することができる。

(教員の免許状を取得しようとする学生の履修方法)

第22条 学則別表第2に規定する免許教科のうち、工業及び理科に係る教員の免許状を取得しようとする学生(以下「教員免許状取得希望学生」という。)は、卒業に必要な単位のほか、次の各号に掲げる単位を修得しなければならない。この場合において、第1号に掲げる授業科目及び第4号に掲げる授業科目のうち物理科学の単位については教養教育科目の最低修得単位数に、第3号に掲げる授業科目(別表第2に掲げる各履修コース別対象科目に限る。)の必修科目及び選択科目の単位については専門教育科目の最低修得単位数に含めることができる。

- (1) 教養教育科目の日本国憲法 2単位
- (2) 教養教育科目のスポーツ演習 1単位
- (3) 別表第2に指定する教員免許に係る科目 工業に係る教員免許状取得希望学生は26単位以上、理科に係る教員免許状取得希望学生は28単位以上
- (4) 別表第3に掲げる教員免許に係る科目 工業に係る教員免許状取得希望学生は33単位、理科に係る教員免許状取得希望学生は31単位

(長期履修)

第23条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。ただし、修業年限における最終年次の者を除く。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施の細部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

～ 略 ～

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日現在本学部にて在学している者については、改正後の長崎大学工学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区分	授業科目の区分\コース		機 械 工 学 コ ー ス	コ ー ス 電 気 電 子 工 学	構 造 工 学 コ ー ス	工 学 コ ー ス 社 会 環 境 デ ザ イ ン	コ ー ス 化 学 ・ 物 質 工 学	備考	
教 養 教 育 科 目	教 養 基 礎 科 目	教養ゼミナール科目	1	1	1	1	1		
		情報・データサイエンス科目	4	4	4	4	4		
		健康・スポーツ科学科目	1	1	1	1	1	(注)	
		キャリア教育科目	2	2	2	2	2		
		外国語科目	英 語	4	4	4	4	4	
		小 計		12	12	12	12	12	
	ヘ ル ス 科 目	プラネタリーヘルス入門科目	1	1	1	1	1		
		プラネタリーヘルスⅠ科目	4	4	4	4	4		
		プラネタリーヘルスⅡ科目	2	2	2	2	2		
		小 計		7	7	7	7	7	
	選 択 科 目	人文・社会科学科目	4～6	4～6	4～6	4～6	4～6		
		生命・自然科学科目	2～4	2～4	2～4	2～4	2～4		
		社会連携・キャリア教育 関 連 科 目	0～4	0～4	0～4	0～4	0～4		
		言語・異文化理解科目	0～2	0～2	0～2	0～2	0～2		
		留学支援コーディネート科目	0～2	0～2	0～2	0～2	0～2		
		小 計		11	11	11	11	11	
	計			30	30	30	30	30	
	専 門 教 育 科 目	必修科目		66	50	61	63	55	
		選択科目		22	38	27	25	33	
		卒業研究		8	8	8	8	8	
		計		96	96	96	96	96	
合計			126	126	126	126	126		

注 教員免許状取得希望学生は健康・スポーツ科学科目のうち、スポーツ演習（1単位）を修得する必要がある。ただし、最低修得単位数には含まない。

別表第2

専門教育科目の名称，単位数及び標準履修年次

1 機械工学コース

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目		備考
		必修	選択	自由		工業	理科	
工学基礎科目	微分積分学Ⅰ	2			1			
	微分積分学Ⅱ	2			1			
	微分積分学Ⅲ	2			1			
	線形代数学Ⅰ	2			1			
	線形代数学Ⅱ			2	1・2・3・4			
	確率	1			2			
	統計	1			2			
	応用数学A		2		3			
	応用数学B		2		3			
	応用数学C		2		2			
	基礎物理A	2			1		○	
	基礎物理B			2	1・2・3・4		○	
	基礎物理C	2			2		○	
	基礎物理D		2		4		○	
	基礎化学		2		1		●	
	生命科学		2		1		●	
	基礎実験		1		1		●	
	情報科学概論		2		1			
	技術英語Ⅰ	1			2	○		
	技術英語Ⅱ	1			3	○		
	技術英語Ⅲ	1			3	○		
	技術英語Ⅳ	1			4			
	創成プロジェクト		1		1・2・3・4	●		
	創成プロジェクト実践Ⅰ		1		2・3・4			
	創成プロジェクト実践Ⅱ		1		3・4			
	工学倫理	1			2	●		
	安全工学	1			3	●		
経営管理		2		3			*1	
産業経済学		2		3			*1	
専門科目	プログラミング概論	1			1			
	機械工学実験	1			2		○	
	機械のデザインA	1			1	○		
	機械のデザインB	1			2	○		
	実践IOT実習	1			3	○		
	エンジニアリングアプローチ	2			2	○		
	エンジニアリングプラクティス	1			3			
	CAE実習		1		3			
	材料力学Ⅰ	1			2		○	
	材料力学Ⅱ	1			2		○	
	材料力学Ⅲ	1			2		○	
	材料力学Ⅳ	1			2		○	
	弾性力学		1		3		○	
	機械材料Ⅰ	1			1	○		
	機械材料Ⅱ	1			1	○		
	材料強度学		1		3	○		
	機械力学Ⅰ	1			2		○	
	機械力学Ⅱ	1			2		○	
	機械力学Ⅲ	1			2		○	
	機械力学Ⅳ	1			3		○	

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目		備考
		必修	選択	自由		工業	理科	
専門科目	機構システム学Ⅰ	1			2	○		
	機構システム学Ⅱ	1			2	○		
	設計工学Ⅰ	1			3	○		
	設計工学Ⅱ	1			3	○		
	生産加工学Ⅰ	1			2	○		
	生産加工学Ⅱ	1			2	○		
	生産加工学実習	1			2	○		
	機械計測法Ⅰ	1			2		○	
	機械計測法Ⅱ	1			2		○	
	機械計測法Ⅲ	1			3		○	
	メカトロニクス	2			3	○		
	制御工学Ⅰ	1			2	○		
	制御工学Ⅱ	1			2	○		
	制御工学Ⅲ		1		3	○		
	ロボット工学		1		3	○		
	流体力学Ⅰ	1			2		○	
	流体力学Ⅱ	1			2		○	
	流体力学Ⅲ	1			2		○	
	流体力学Ⅳ	1			3		○	
	熱力学Ⅰ	1			2		○	
	熱力学Ⅱ	1			2		○	
	熱力学Ⅲ	1			2		○	
	熱力学Ⅳ	1			2		○	
	伝熱学Ⅰ	1			3	○		
	伝熱学Ⅱ	1			3	○		
	流体機械		1		3	○		
	エネルギーと環境工学		1		3		○	
	エンジン工学		1		3	○		
	応用物理学	2			2		○	
	数値計算法Ⅰ	1			2			
	数値計算法Ⅱ	1			2			
	社会と工学		2		3	○		
	国際インターンシップ		1		1・2・3・4			
グローバルセミナーA		1		1・2・3・4				
グローバルセミナーB		1		1・2・3・4				
グローバルコミュニケーション演習A		1		1・2・3・4				
グローバルコミュニケーション演習B		1		1・2・3・4				
卒業研究		8		4				
計		74	37	4				

備考

- 1 選択科目の中から22単位以上（うち備考欄に*1を付した科目から2単位以上を含む。）を修得すること。
- 2 他のコース及び他学部で修得した単位（副専攻プログラムにおいて修得した単位を含む。）は、8単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低履修単位数に算入することができる。
- 3 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

2 電気電子工学コース

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目	
		必修	選択	自由		工業	理科
工学 基礎 科目	微分積分学Ⅰ	2			1		
	微分積分学Ⅱ	2			1		
	微分積分学Ⅲ	2			1		
	線形代数学Ⅰ	2			1		
	線形代数学Ⅱ	2			1		
	確率	1			2		
	統計	1			2		
	応用数学A	2			2		
	応用数学B	2			2		
	応用数学C	2			1		
	基礎物理A	2			1		○
	基礎物理B		2		2		○
	基礎物理C			2	1・2・3・4		○
	基礎物理D		2		2		○
	基礎化学		2		3		●
	生命科学		2		3		●
	基礎実験	1			1		●
	情報科学概論	2			1		
	技術英語Ⅰ	1			2	○	
	技術英語Ⅱ	1			3	○	
	技術英語Ⅲ	1			3	○	
	技術英語Ⅳ			1	4		
	創成プロジェクト		1		1・2・3・4	●	
	創成プロジェクト実践Ⅰ		1		2・3・4		
	創成プロジェクト実践Ⅱ		1		3・4		
	工学倫理	1			3	●	
	安全工学	1			3	●	
	経営管理		2		4		
	産業経済学		2		4		
	専門 科目	プレゼンテーション技法	0.5			2	
思考法演習		0.5			2		
電気回路Ⅰ		2			1		○
電気回路Ⅱ		2			1		○
電気回路Ⅲ		2			2		○
電気磁気学Ⅰ		2			1		○
電気磁気学Ⅱ		2			2		○
電気磁気学Ⅲ		2			2		○
電気電子計測		2			3		○
プログラミング演習Ⅰ		0.5			2		
プログラミング演習Ⅱ		0.5			2		
数値解析アルゴリズムⅠ		0.5			2		
数値解析アルゴリズムⅡ		0.5			2		
電気電子工学実験Ⅰ		1			2		○
電気電子工学実験Ⅱ		1			2		○
電気電子工学応用実験		1			3	○	
プロジェクト実験		2			3	○	
デジタル信号処理			2		3		
電気エネルギー工学Ⅰ			2		2		○
電気エネルギー工学Ⅱ			2		3	○	
高電圧・パルスパワー工学			2		3	○	
電気法規及び電力管理			2		4		
電気機器			2		2	○	
自動制御		2		2	○		
デジタル制御システム		2		3			

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目	
		必修	選択	自由		工業	理科
専門科目	パワーエレクトロニクス		2		3	○	
	電気機器設計・製図		2		4		
	電子回路Ⅰ		2		3	○	
	電子回路Ⅱ		2		3	○	
	デジタル論理回路		2		3		
	電子物性		2		2		○
	電気電子材料学		2		2	○	
	通信方式		2		2	○	
	通信機器		2		3	○	
	電磁波工学A		2		3	○	
	電磁波工学B		2		3	○	
	光工学		2		3		
	通信法規		2		4		
	学外実習・工場見学		1		3		
	国際インターンシップ		1		1・2・3・4		
	グローバルセミナーA		1		1・2・3・4		
	グローバルセミナーB		1		1・2・3・4		
	グローバルコミュニケーション演習A		1		1・2・3・4		
グローバルコミュニケーション演習B		1		1・2・3・4			
卒業研究		8		4			
計		58	63	3			

備考

- 1 選択科目の中から38単位以上を修得すること。
- 2 他のコース，他学部（副専攻プログラムを含む）及び他大学（放送大学を含む）で修得した単位は，8単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低修得単位数に算入することができる。
- 3 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を，○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

3 構造工学コース

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目		備考
		必修	選択	自由		工業	理科	
工学 基礎 科目	微分積分学Ⅰ	2			1			
	微分積分学Ⅱ	2			1			
	微分積分学Ⅲ	2			1			
	線形代数学Ⅰ	2			1			
	線形代数学Ⅱ			2	1・2・3・4			
	確率			1	1・2・3・4			
	統計			1	1・2・3・4			
	応用数学A	2			2			
	応用数学B			2	1・2・3・4			
	応用数学C	2			2			
	基礎物理A	2			1		○	
	基礎物理B	2			1		○	
	基礎物理C		2		1		○	
	基礎物理D			2	1・2・3・4		○	
	基礎化学		2		3		●	*1
	生命科学		2		2		●	*1
	基礎実験		1		1		●	
	情報科学概論			2	1			
	技術英語Ⅰ	1			2	○		
	技術英語Ⅱ	1			3	○		
	技術英語Ⅲ	1			3	○		
	技術英語Ⅳ			1	4			
	創成プロジェクト		1		1・2・3・4	●		
	創成プロジェクト実践Ⅰ		1		2・3・4			
	創成プロジェクト実践Ⅱ		1		3・4			
	工学倫理	1			1	●		
	安全工学	1			3	●		
	経営管理		2		3			*2
	産業経済学		2		3			*2
	専門 科目	構造工学入門	1			1		○
材料力学		2			1		○	
材料力学演習		1			1		○	
構造力学Ⅰ		2			2		○	
構造力学Ⅱ		2			2		○	
構造力学演習Ⅰ		1			2		○	
構造力学演習Ⅱ		1			2		○	
構造振動学Ⅰ		2			2		○	
構造振動学Ⅱ			1		4		○	
流体工学		2			2		○	
構造物安定論		2			2	○		
弾性力学		2			3	○		
シミュレーション工学		2			2	○		
計算力学		2			3	○		
計算力学演習		1			3	○		
構造材料学		2			2	○		
コンクリート工学		2			2	○		
環境地質学			2		2		○	*1
鋼構造設計法Ⅰ		2			3	○		
鋼構造設計法Ⅱ			1		4			
R C構造設計法Ⅰ		2			3	○		
R C構造設計法Ⅱ			1		3			
構造塑性設計法			2		3	○		
基礎構造設計法			2		3	○		
維持管理工学		2		3	○			
船舶海洋工学概論		2		3	○			

科目区分	授業科目名	単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目		備考
		必修	選択	自由		工業	理科	
専門科目	航空宇宙工学概論		2		3	○		
	建築史		2		1			
	建築設計論		2		1	○		
	建築法規		2		2	○		
	建築計画A		2		2	○		
	建築計画B		1		3	○		
	建築環境工学		2		3	○		
	設備工学		2		3	○		
	建築施工		2		4	○		
	建築製図Ⅰ	2			1	○		
	建築製図Ⅱ		1		2	○		
	建築製図Ⅲ		1		2	○		
	建築設計製図A		1		3	○		
	建築設計製図B		1		3	○		
	CAD演習	2			2	○		
	エンジニアリングデザイン入門	1			2			
	構造工学実験	2			3		○	
	構造デザイン		1		3	○		*3
	建築・アーバンデザイン		1		3	○		*3
	機械デザイン		1		3	○		*3
	構造工学セミナー	1			3	○		
	学外実習及び見学	1			3			
	国際インターンシップ		1		1・2・3・4			
	グローバルセミナーA		1		1・2・3・4			
	グローバルセミナーB		1		1・2・3・4			
	グローバルコミュニケーション演習A		1		1・2・3・4			
グローバルコミュニケーション演習B		1		1・2・3・4				
卒業研究	8			4				
計	69	56	11					

備考

- 1 選択科目の中から27単位以上を修得すること。ただし、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
 - (1) *1を付した科目から2単位以上を修得すること。
 - (2) *2を付した科目から2単位以上を修得すること。
 - (3) *3を付した科目から1単位以上を修得すること。
 - (4) 専門科目から22単位以上を修得すること。
- 2 他のコースにおいて修得した単位は、8単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低修得単位数に算入することができる。
- 3 他学部及び他大学（放送大学を含む。）で修得した単位は最低修得単位数に算入しない。ただし、副専攻プログラムにおいて修得した単位は8単位まで、環境科学部において開講される地域計画論及び環境計画学Ⅰで修得した単位は4単位までの計12単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低修得単位数に算入することができ、かつ、他のコースにおいて修得したにおいて修得した単位数と合わせて12単位を超えないものとする。
- 4 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

4 社会環境デザイン工学コース

科目区分		単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目		備考
		必修	選択	自由		工業	理科	
工学 基礎 科目	微分積分学Ⅰ	2			1			
	微分積分学Ⅱ	2			1			
	微分積分学Ⅲ	2			1			
	線形代数学Ⅰ	2			1			
	線形代数学Ⅱ			2	1・2・3・4			
	確率	1			1			
	統計	1			1			
	応用数学A	2			2			
	応用数学B	2			2			
	応用数学C			2	1・2・3・4			
	基礎物理A	2			1		○	
	基礎物理B		2		3		○	*1
	基礎物理C		2		1		○	*1
	基礎物理D			2	1・2・3・4		○	
	基礎化学		2		3		●	*1
	生命科学		2		3		●	*1
	基礎実験	1			1		●	
	情報科学概論		2		1			*1
	技術英語Ⅰ	1			2		○	
	技術英語Ⅱ	1			3		○	
	技術英語Ⅲ	1			3		○	
	技術英語Ⅳ			1	4			
	創成プロジェクト		1		1・2・3・4		●	
	創成プロジェクト実践Ⅰ		1		2・3・4			
	創成プロジェクト実践Ⅱ		1		3・4			
	工学倫理	1			2		●	
	安全工学	1			2		●	
	経営管理		2		4			*2
	産業経済学		2		3			*2
	専門 科目	プロジェクト演習Ⅰ	1			1		
プロジェクト演習Ⅱ		1			2			
プロジェクト演習Ⅲ		1			3			
社会環境デザイン製図		1			1		○	
連続体力学入門		2			1		○	
構造力学Ⅰ		2.5			2		○	
構造力学Ⅱ		2.5			2		○	
地盤力学Ⅰ		2.5			2		○	
地盤力学Ⅱ		2.5			2		○	
水理学Ⅰ		2.5			2		○	
水理学Ⅱ		2.5			2		○	
土木技術の歴史		2			2			
測量学		2			2		○	
測量学実習		1			2		○	
都市・交通計画		2			2		○	
計画学数理		2			2		○	
応用地盤工学		2			3		○	
水圏工学		2			3		○	
防災工学		2			3		○	
コンピュータ情報処理		1			2			
社会環境デザイン工学実験・演習A	1			3		○		
社会環境デザイン工学実験・演習B	1			3		○		
キャリアセミナー	1			3				
学外実習及び見学	1			3				
構造振動学		2		3		○	*3	
建設材料学		2		2		○	*3	

科目区分		単位数			標準履修年次	教員免許に係る科目		備考
		必修	選択	自由		工業	理科	
専門科目	コンクリート構造工学		2		3	○		*3
	水文学		2		3		○	*3
	応用水理学		2		3		○	*3
	環境地質学		2		3		○	*3
	地圏環境工学		2		3	○		*3
	環境計画学		2		2	○		*3
	空間情報処理学		2		3	○		*3
	建設マネジメント		2		3	○		*3
	景観デザイン		2		3	○		*3
	維持管理工学		2		3	○		*3
	構造物設計工学		2		3	○		*3
	数値構造解析		1		4	○		*3
	環境生態学		2		3		○	*3
	水環境工学		2		3		○	*3
	数値流出解析		1		4	○		*3
	環境修復学		2		3		○	*3
	環境計量学		2		3	○		*3
	工業爆薬学		2		4			*3
	国際インターンシップ		1		1・2・3・4			
	グローバルセミナーA		1		1・2・3・4			
グローバルセミナーB		1		1・2・3・4				
グローバルコミュニケーション演習A		1		1・2・3・4				
グローバルコミュニケーション演習B		1		1・2・3・4				
卒業研究		8			4			
計		71	60	7				

備考

- 1 選択科目の中から25単位以上を修得すること。ただし、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
 - (1) *1を付した科目から4単位以上を修得すること。
 - (2) *2を付した科目から2単位以上を修得すること。
 - (3) *3を付した科目から19単位以上を修得すること。
- 2 他のコース、他学部（副専攻プログラムを含む）及び他大学（放送大学を含む）で修得した単位は、8単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低修得単位数に算入することができる。
- 3 教員免許に係る科目欄の●印は、教員免許取得上の必修科目を、○印は、教員免許取得上の選択科目を表す。

5 化学・物質工学コース

科目区分		単位数				標準履修年次	教員免許に係る科目	
		必修	選択必修	選択	自由		工業	理科
工学基礎科目	微分積分学Ⅰ	2				1		
	微分積分学Ⅱ	2				1		
	微分積分学Ⅲ			2		1		
	線形代数学Ⅰ	2				1		
	線形代数学Ⅱ				2	1・2・3・4		
	確率			1		4		
	統計			1		4		
	応用数学A				2	1・2・3・4		
	応用数学B				2	1・2・3・4		
	応用数学C				2	1・2・3・4		
	基礎物理A	2				1		○
	基礎物理B				2	1・2・3・4		○
	基礎物理C	2				1		○
	基礎物理D				2	1・2・3・4		○
	基礎化学	2				1		●
	生命科学	2				1		●
	基礎実験	1				2		●
	情報科学概論			2		1		
	技術英語Ⅰ	1				2	○	
	技術英語Ⅱ	1				3	○	
	技術英語Ⅲ	1				3	○	
	技術英語Ⅳ				1	4		
	創成プロジェクト			1		1・2・3・4	●	
	創成プロジェクト実践Ⅰ			1		2・3・4		
	創成プロジェクト実践Ⅱ			1		3・4		
	工学倫理	1				3	●	
	安全工学			1		3	●	
	経営管理			2		4		
	産業経済学			2		4		
	専門科目	固体化学Ⅰ	2				2	○
固体化学Ⅱ				2		3	○	
固体化学演習			0.5			3	○	
基礎有機化学		2				1		○
有機化学概論Ⅰ		2				2		○
有機化学概論Ⅱ				2		2		○
有機化学概論Ⅲ				2		3		○
有機化学演習			0.5			3		○
有機構造解析学				1		3		○
無機化学Ⅰ		2				1		○
無機化学Ⅱ		2				2		○
無機化学演習			0.5			3		○
量子化学				1		2		○
錯体化学				2		3		○
物理化学Ⅰ		2				1		○
物理化学Ⅱ		2				2		○
物理化学演習			0.5			3		○
反応速度論				2		2	○	
高分子化学		2				2		○
高分子物性学				1		3	○	
高分子化学演習			0.5			3	○	
化学数学演習				1		3		
分析化学Ⅰ		2				2		○
分析化学Ⅱ		2				2		○
分析化学演習		0.5			3		○	
分析化学Ⅲ			2		3		○	

科目区分		単位数				標準履修年次	教員免許に係る科目	
		必修	選択必修	選択	自由		工業	理科
専門科目	界面化学			2		3		○
	生化学Ⅰ	2				2		○
	生化学Ⅱ			2		2		○
	生化学演習		0.5			3		○
	固体物理学Ⅰ	2				2	○	
	固体物理学Ⅱ	2				2	○	
	固体物理学演習		0.5			3	○	
	金属組織学Ⅰ	2				2	○	
	金属組織学Ⅱ			2		2	○	
	金属組織学演習		0.5			3	○	
	金属材料学			2		3	○	
	実験の安全指針	1				2		○
	化学・物質工学実験A	2				2		○
	化学・物質工学実験B	2				3		○
	化学・物質工学実験C	2				3	○	
	化学工学			2		3	○	
	工場見学			1		3	○	
	インターンシップ			1		3	○	
	特別講義	1				4		
	国際インターンシップ			1		1・2・3・4		
	グローバルセミナーA			1		1・2・3・4		
グローバルセミナーB			1		1・2・3・4			
グローバルコミュニケーション演習A			1		1・2・3・4			
グローバルコミュニケーション演習B			1		1・2・3・4			
卒業研究	8				4			
計	63	4.5	47	13				

備考

- 1 選択科目（選択必修科目を含む）は33単位以上を修得すること。
- 2 他のコース、他学部（副専攻プログラムを含む）及び他大学（放送大学を含む）で修得した単位は、8単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低修得単位数に算入することができる。
- 3 教員免許に係る科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

別表第3

教員免許に係る科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	標準履修年次	免許教科の区分		備考
				工業	理科	
教員免許に係る科目	工業入門 ☆	2	2	●		※
	職業指導Ⅰ ☆	2	2	●		※
	職業指導Ⅱ ☆	2	2	●		※
	物理科学	2	1		●	
	地学概論 ☆	2	2		●	※
	理科教育法 ☆	4	3		●	※
	工業科教育法 ☆	4	3	●		※
	教職論 ☆	2	1	●	●	※
	教育原理（教育課程の意義及び編成の方法の内容を含む。） ☆	2	1	●	●	○
	教育心理学 ☆	2	1	●	●	○
	特別な支援を必要とする子どもの理解 ☆	2	1	●	●	○
	教育社会・制度論 ☆	2	1	●	●	○
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ☆	2	2	●	●	○
	教育方法・技術論 ☆	1	2	●	●	○
	ICT活用の理論と実践 ☆	1	2	●	●	○
	生徒・進路指導論 ☆	2	2	●	●	○
	教育相談 ☆	2	2	●	●	○
	教職実践演習 ☆	2	4	●	●	※
	事前・事後指導 ☆	1	4	●	●	※
教育実習 ☆	2	4	●	●	※	

備考

- 1 免許教科の区分欄の●印は、教員免許取得上の必修科目を表す。
- 2 備考欄の※印は、専門教育科目として開講される自由科目の授業科目を表す。
- 3 備考欄の○印は、教養教育科目として開講される自由科目の授業科目を表す。
- 4 授業科目名の直後の☆印は、第9条に規定する上限単位数に算入しない科目であることを表す。

履修登録に関する申合せ

平成 25 年 4 月 10 日工学部代議員会制定
平成 25 年 11 月 13 日一部改正
平成 26 年 3 月 12 日一部改正
平成 28 年 1 月 13 日一部改正
平成 29 年 12 月 13 日一部改正
平成 31 年 2 月 13 日一部改正

(履修登録期間)

- 第 1 条 履修登録期間は、各学期の1週間前から授業開始日の2週間後までを原則とする。
- 2 履修登録期間内に、登録機器の不具合、臨時休校、その他の事情により履修登録できない日があった場合、履修登録期間を該当日数延長するものとする。

(履修登録修正期間)

- 第 2 条 履修登録期間終了後 1 週間を、履修登録修正期間とし、履修登録に修正がある場合は、期間内に学務課へ届け出なければならない。ただし、第 2 クォーター、第 4 クォーターについては、授業開始日から 2 週間以内であれば、履修登録の削除のみ認める。

(期間外の履修登録)

- 第 3 条 第 1 条及び第 2 条に定められた期間以外の履修登録、修正及び削除（以下「登録等」という。）は、原則として認めない。ただし、下記の場合で当該授業担当教員が許可した場合に限り、例外として登録等を認めることがある。
- (1) 年度途中で当該科目の時間割が変更された場合
 - (2) 実習科目が、学生に起因しない事情により実施されなかった場合
 - (3) 科目が掲載されていない等 NU-Web システムの問題により、履修登録期間内の登録等が不可能であった場合
 - (4) 病気等やむを得ない事情により、履修登録期間内の登録等が不可能であった場合
 - (5) その他、教務委員長が認めた場合

(再試験科目の履修登録)

- 第 4 条 再試験科目については、第 1 条及び第 2 条に定められた期間以外の登録を原則として認めない。ただし、卒業予定者については、教務委員会にて了承された場合に限り、例外として登録を認めることがある。

附 則

- 1 この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 2 この申合せは、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 3 この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 4 この申合せは、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 5 この申合せは、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 6 この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

長崎大学工学部の考査に係る学生の不正行為の取扱いに関する申合せ

平成21年10月1日工学部代議員会制定

(趣旨)

第1条 この申合せは、長崎大学工学部規程第11条第2項の規定に基づき、長崎大学工学部（以下「本学部」という。）の考査において不正行為を行った学生（以下「不正行為学生」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この申合せは、本学部授業科目を履修するすべての学生を対象とする。

(対象となる考査の範囲)

第3条 前期（第1クォーター及び第2クォーター）の定期試験期間、又は後期（第3クォーター及び第4クォーター）の定期試験期間において、本学部の定期試験時間割に掲載され、かつ、試験が実施された科目の試験時間中に不正行為が認められた場合には第4条により処置を行う。なお、集中講義科目及び再試験科目についても定期試験期間中に試験時間割に則って試験が行われた場合には第4条により処置を行う。

(処置内容)

第4条 不正行為が認められた学期（前期には、第1クォーター及び第2クォーターを含み、後期には、第3クォーター及び第4クォーターを含む。）に履修した本学部のすべての授業科目のうち、定期試験時間割に掲載され、試験が実施されたすべての科目の考査を無効とする。

(不正行為の届出)

第5条 授業担当教員（試験監督補助者を含む。以下同じ。）は、本学部の考査において不正行為の疑いがある場合は、所定の報告書により学部長に届け出るものとする。

(事情聴取)

第6条 不正行為の疑いがある学生に対する事情聴取は、授業担当教員の立会いの下に、教務委員長が学部長の付託を受けて行う。

(事実認定)

第7条 不正行為に係る事実認定は、教務委員長による事情聴取の結果を基に、工学部教務委員会を経て工学部代議員会（以下「代議員会」という。）が行う。

(異議申立て)

第8条 前条の規定による事実認定に不服がある学生は、学部長から告知を受けた日から1週間以内に文書により代議員会に異議申立てを行うことができる。

2 代議員会は、前項の異議申立てがあった場合には、必要な再調査を行った上、改めて事実認定を行うものとする。

(決定及び通知)

第9条 前条の所定の期日までに異議申立てがなかった場合又は異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があった場合には、学部長は、認定内容及び第4条の処置内容を決定の上、文書により不正行為学生及び保護者に通知するものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この申合せの制定前の試験中の不正行為に対する「履修の手引き」の記載文とその解釈に対する申合せについて（平成17年10月12日代議員会承認）は、平成21年10月1日から廃止する。

附 則

この申合せは、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

工学部における成績評価の疑義申立てに関する申合せ

令和2年3月12日

工学部代議員会決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、工学部規程第11条、第12条、第13条及び第14条に基づき、成績評価の正確性を担保することを目的として、学生からの成績評価の疑義申立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申立事由)

第2条 学生は成績評価に関し、次の各号に該当すると判断した場合は、各学期の定期試験期間前に通知する所定の期間に、疑義を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの。
- (2) シラバス等により、学生に周知している授業到達目標及び成績評価の方法・基準等に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。
- (3) その他、客観的な根拠があると思われるもの。

(申立手続き)

第3条 前条の成績の疑義申立ては、次の手続きにより取り扱う。

- (1) 学生は所定の期限内に「成績評価に関する疑義申立書」(別紙様式1)を西地区事務課学務係(以下、「学務係」という。)へ提出する。
- (2) 学務係は申立書を受付け後、授業担当教員へ通知する。
- (3) 授業担当教員は申立て内容に対する所見について記入し、速やかに学務係へ提出する。
- (4) 学務係は速やかに所見の内容を学生へ通知する。
- (5) 疑義申立ての結果については、教務委員会の報告事項とする。

(成績評価の訂正等)

第4条 前条第3項において、成績評価の訂正等が生じた場合、授業担当教員は「成績変更願」(別紙様式2)を学務係へ提出するものとする。

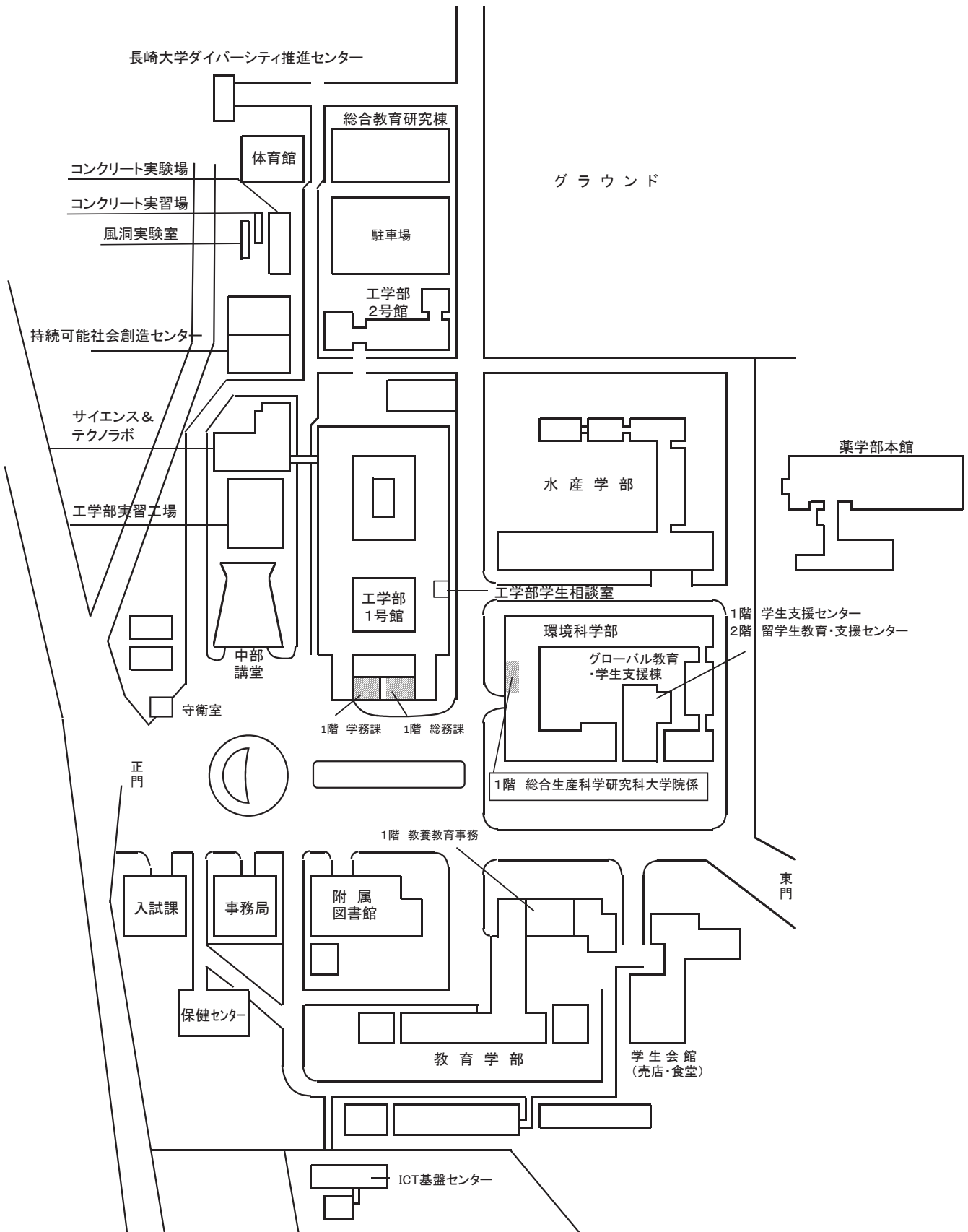
(事務)

第5条 成績評価の疑義申立てに関する事務手続き及び書類の管理は、学務係が行う。

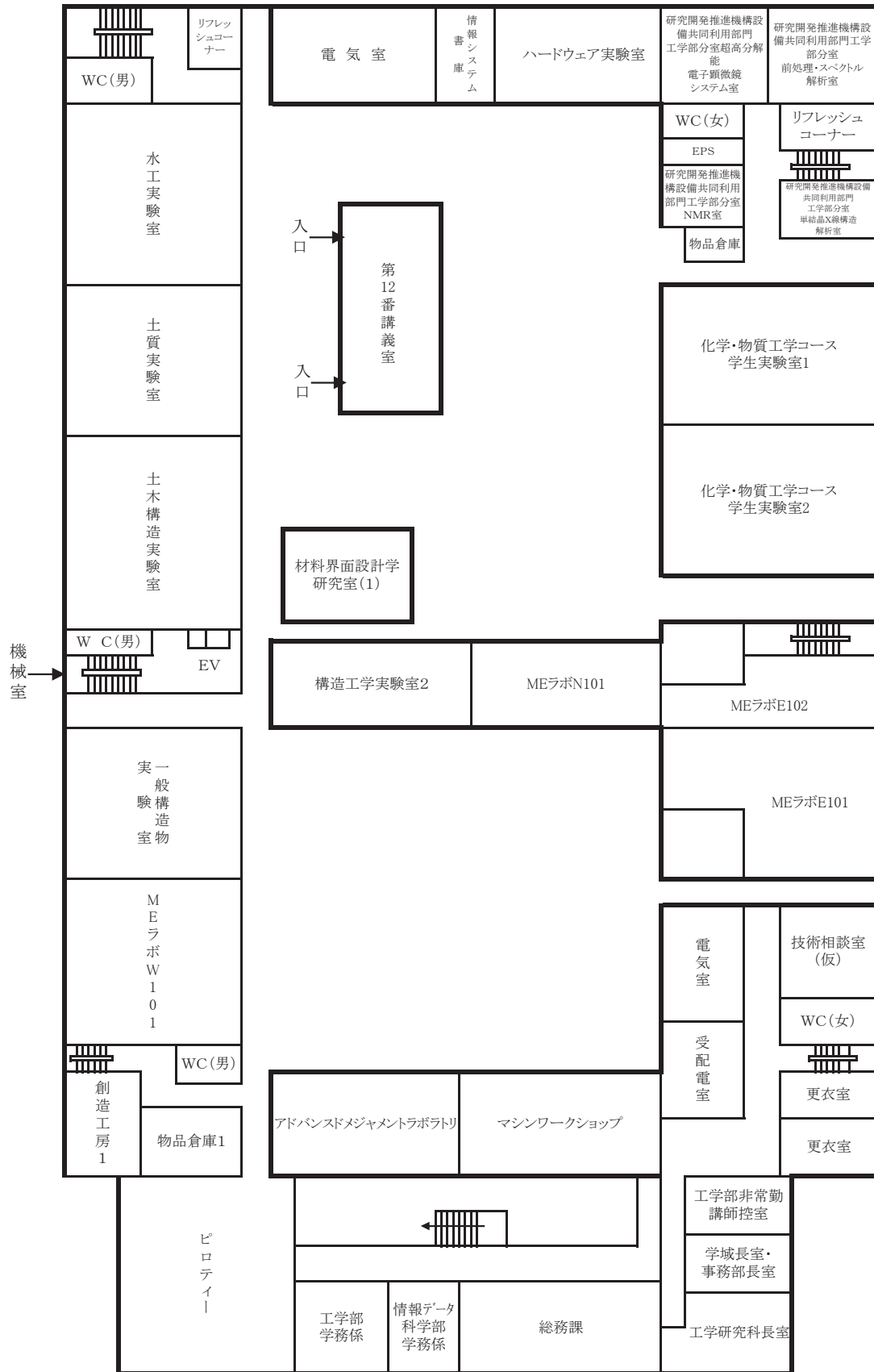
附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

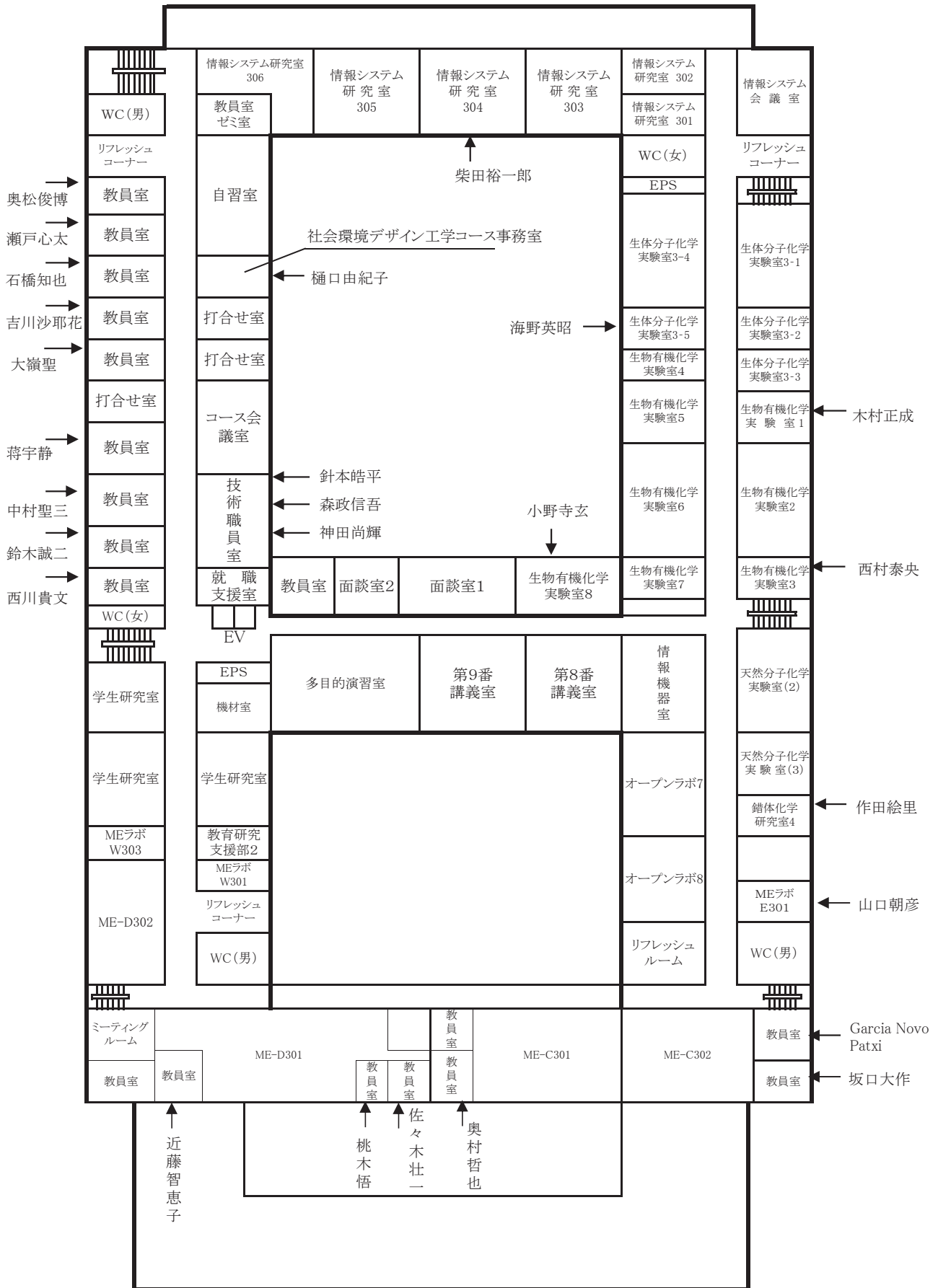
長崎大学工学部・総合生産科学研究科校舎案内図



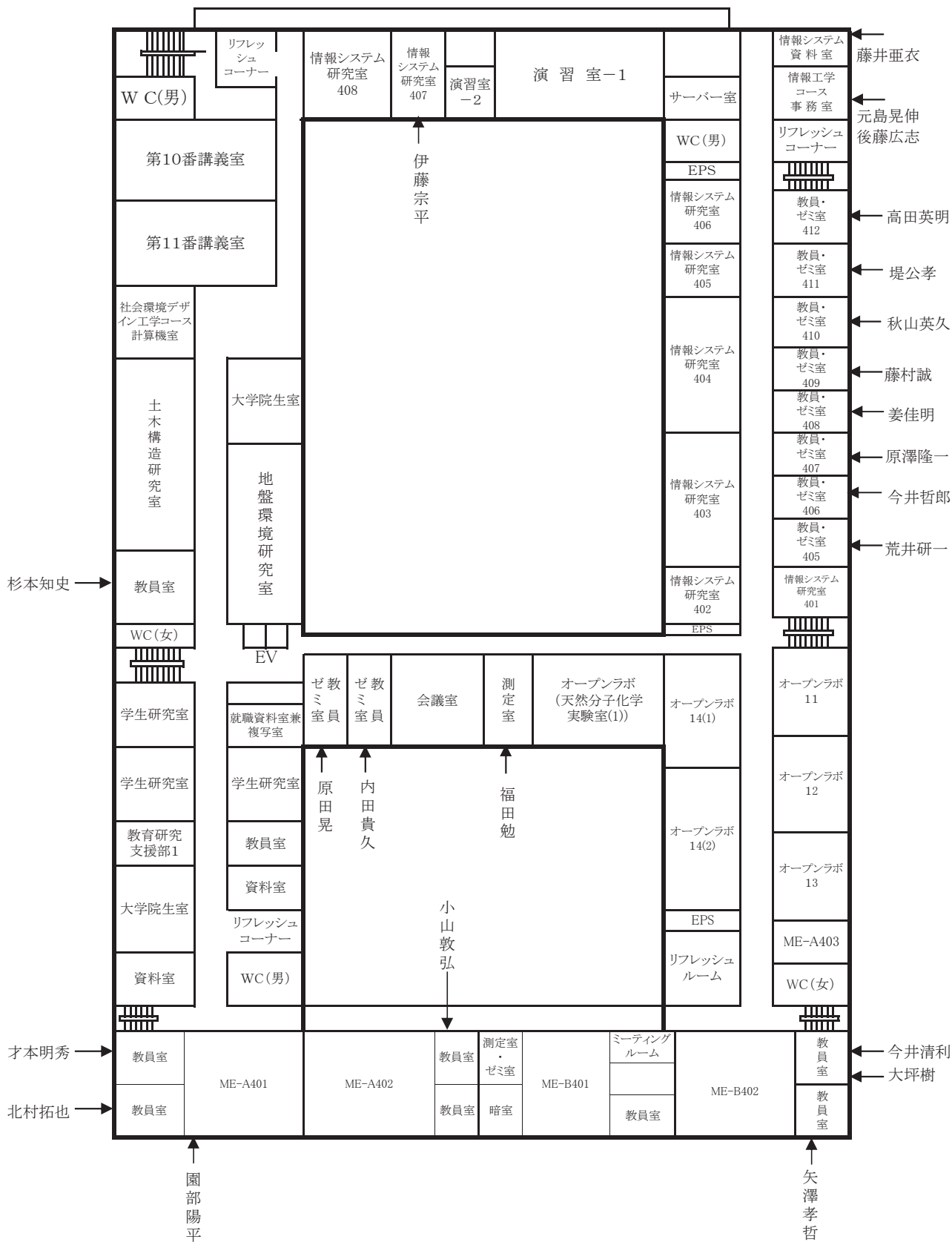
工学部1号館配置図(1階)



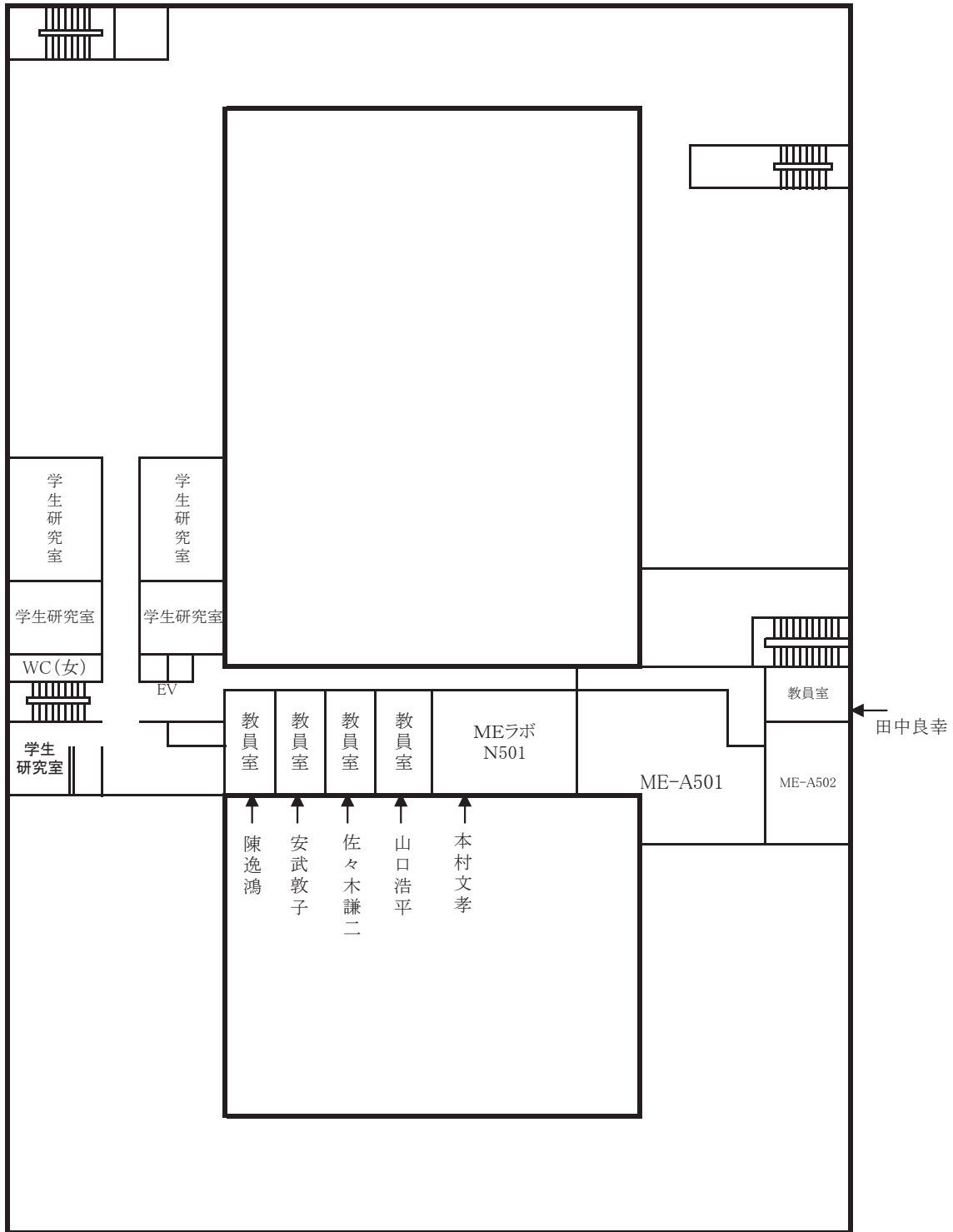
工学部1号館配置図(3階)



工学部1号館配置図(4階)

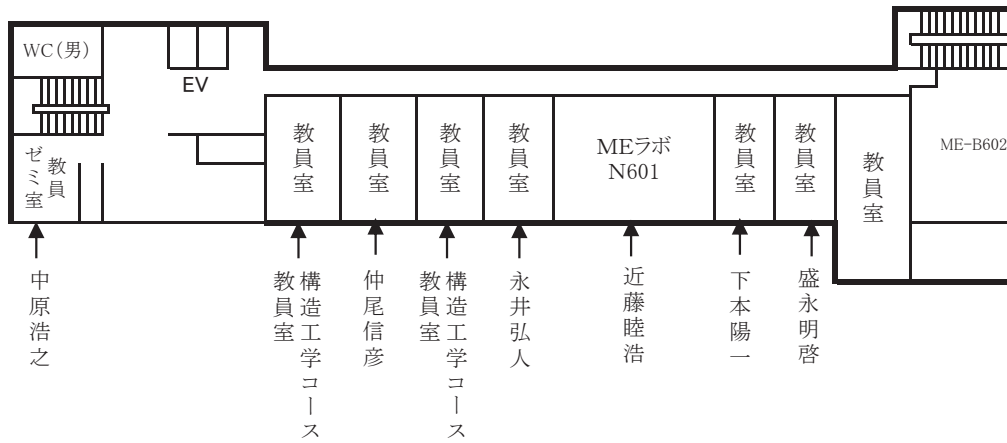


工学部1号館配置図(5階および屋上)

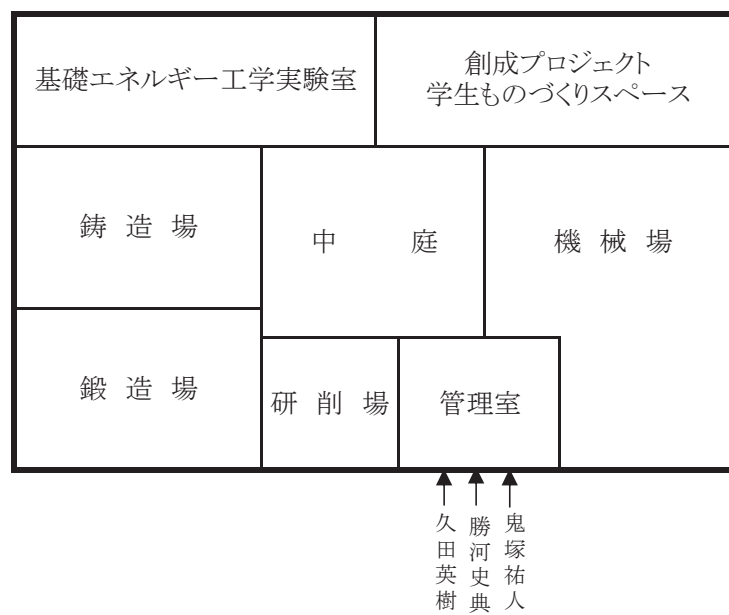


工学部1号館配置図(6階および創造工房)

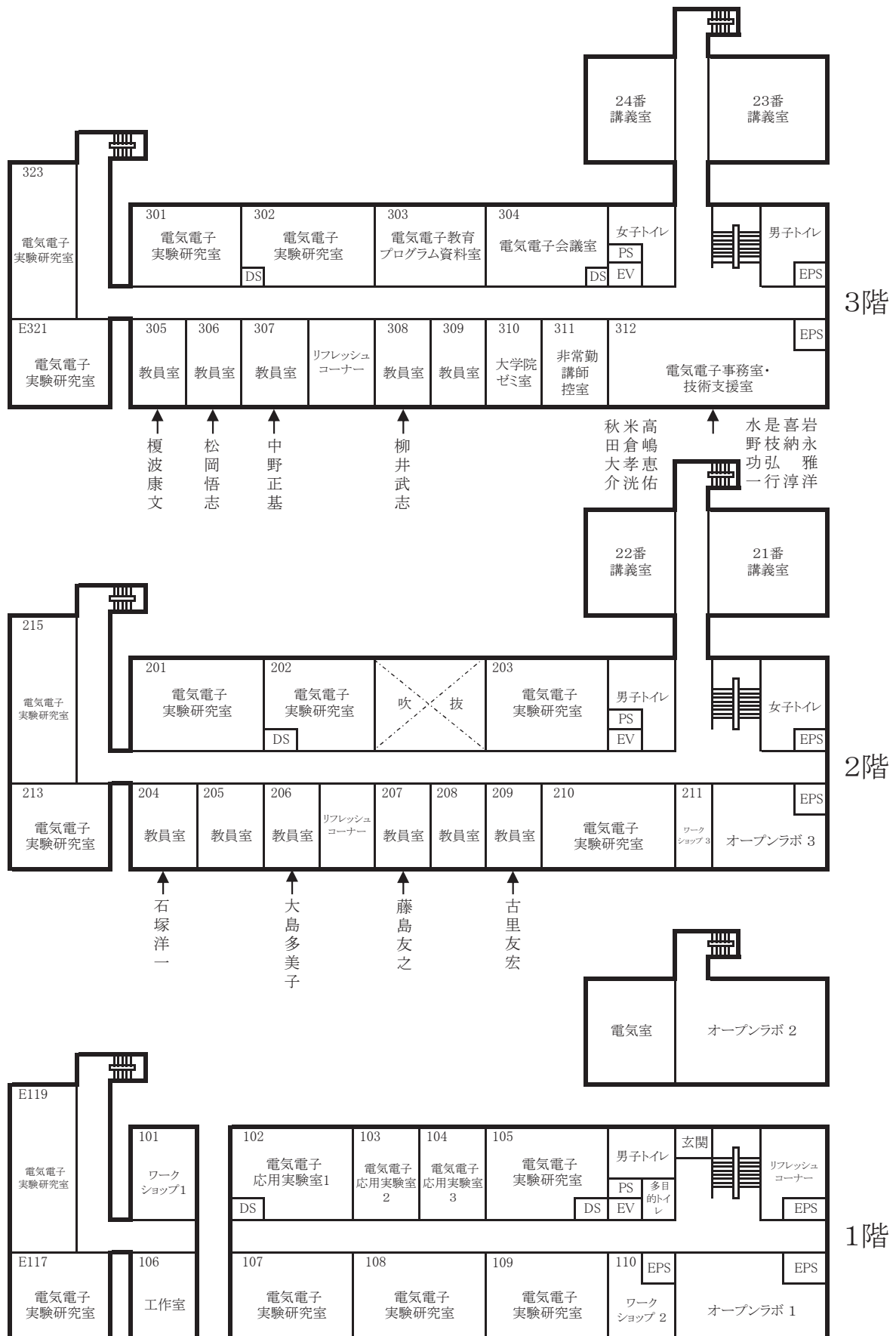
6 階



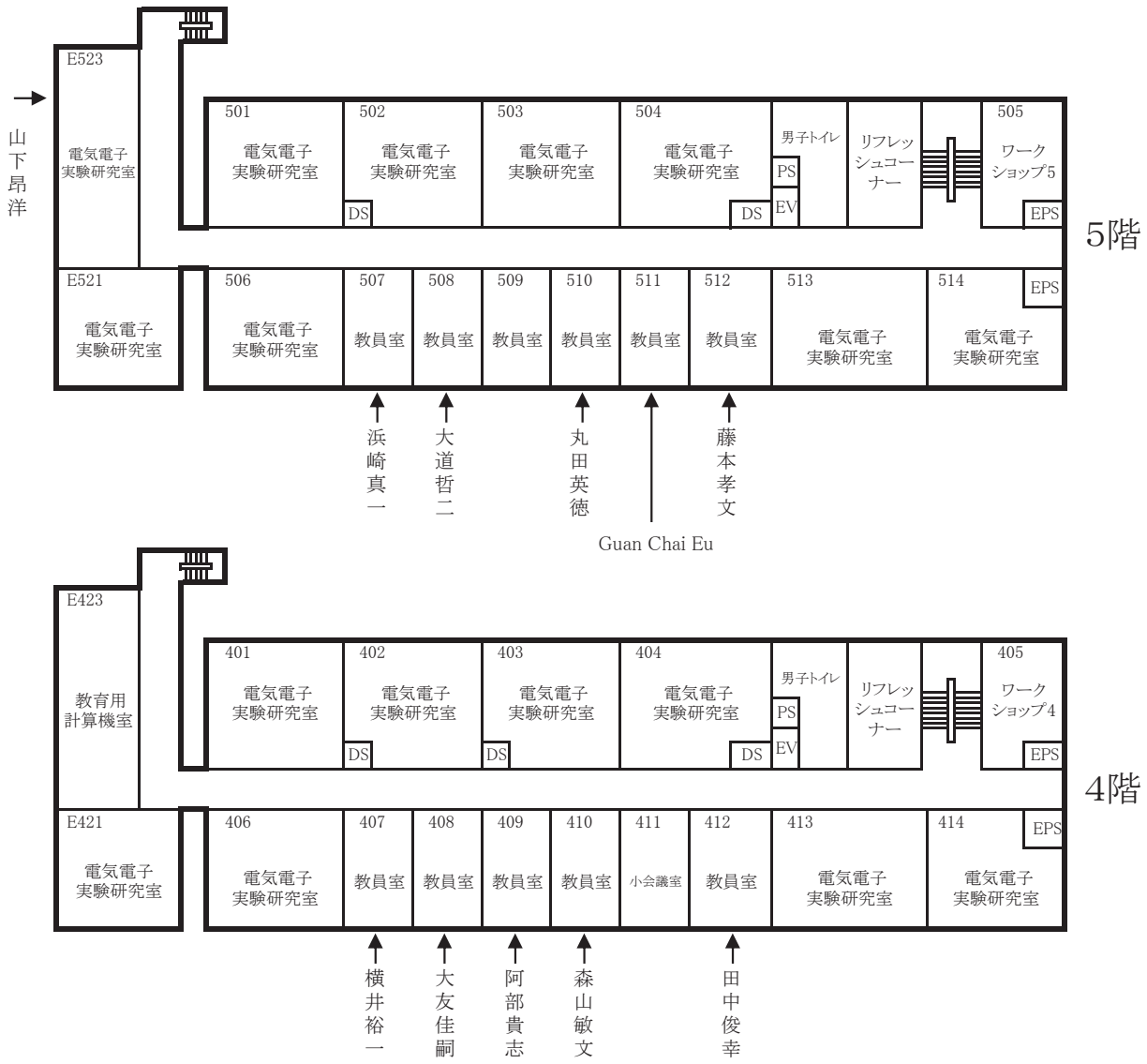
創造工房



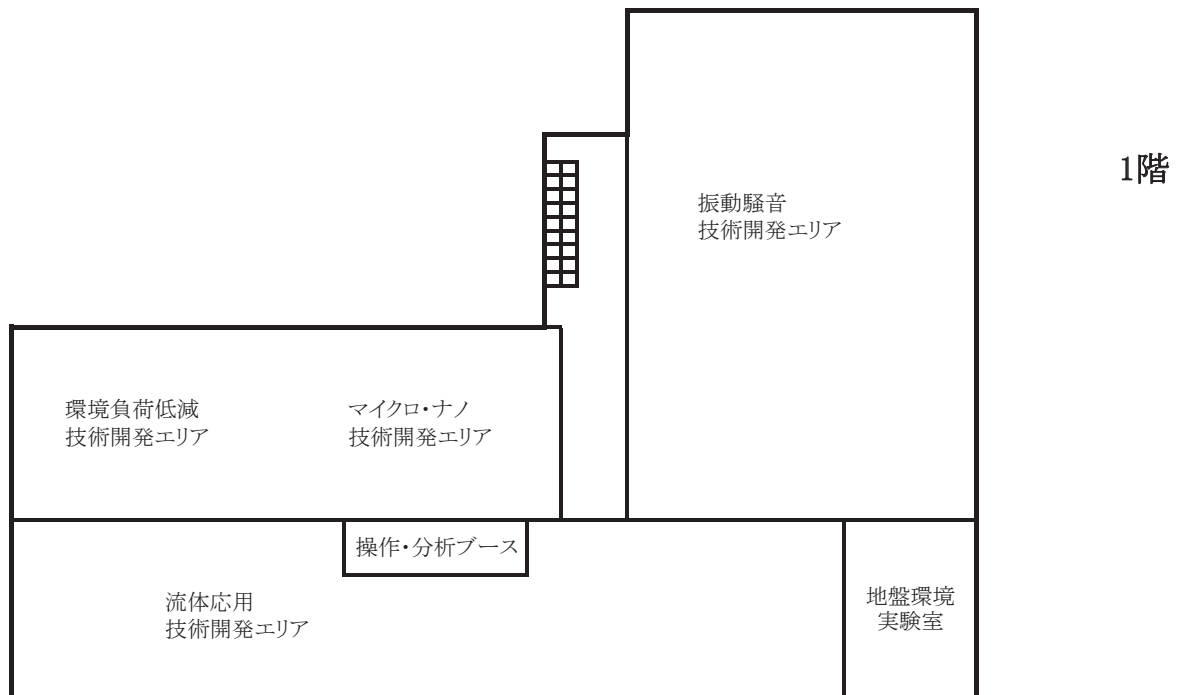
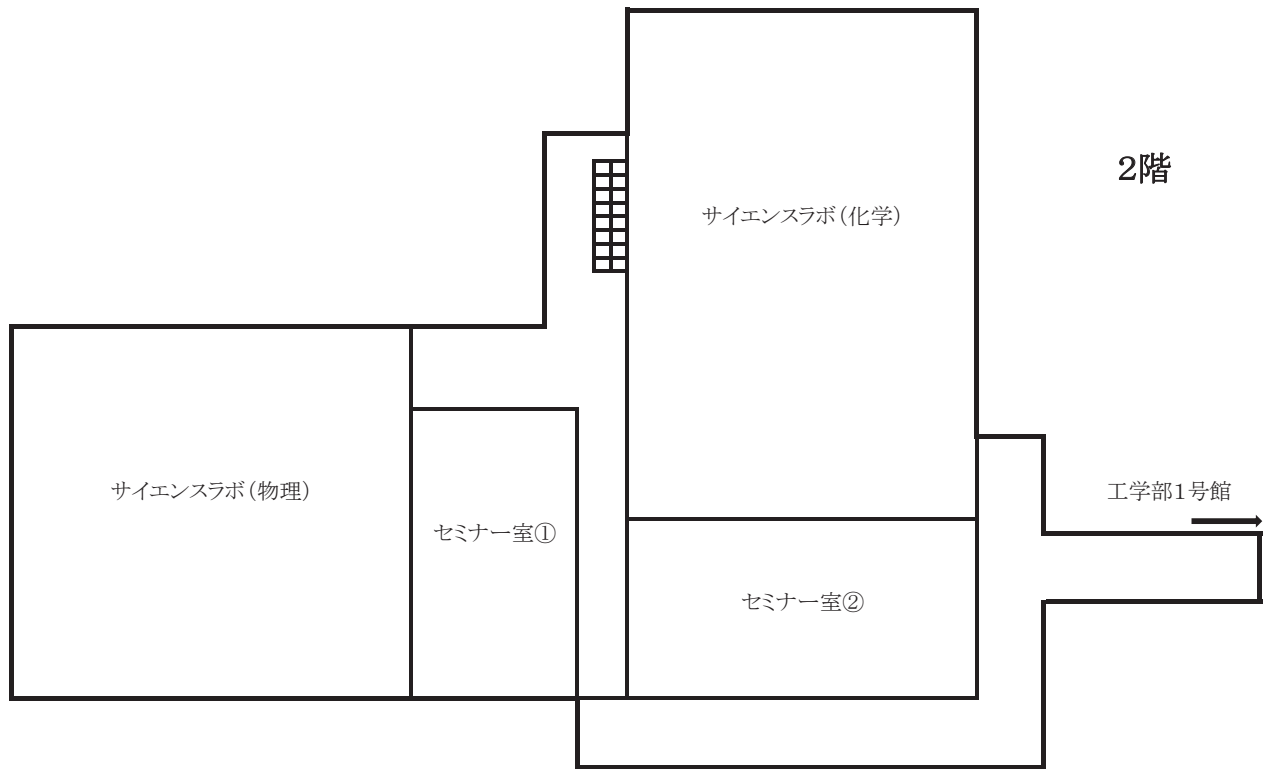
工学部 2号館配置図 (1階・2階・3階)



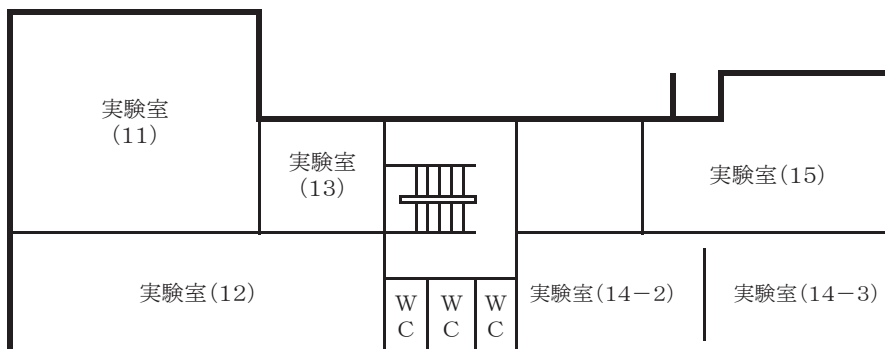
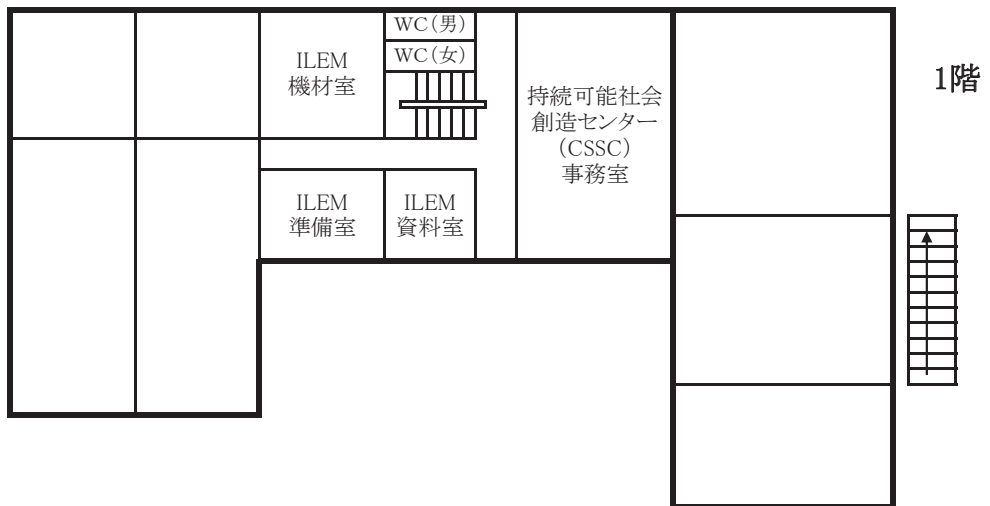
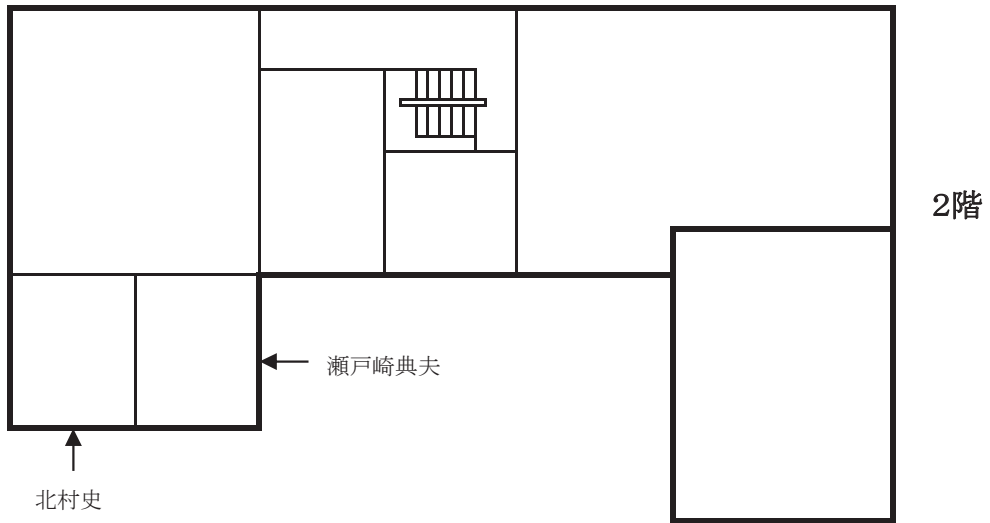
工学部2号館配置図(4階・5階)



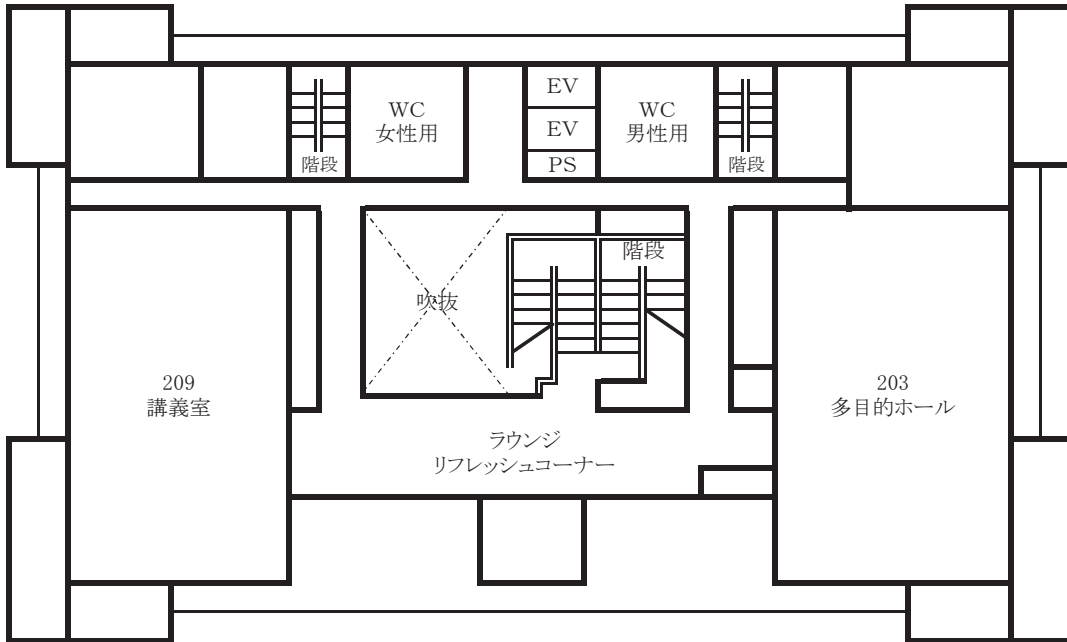
サイエンス&テクノラボ棟配置図



持続可能社会創造センター配置図



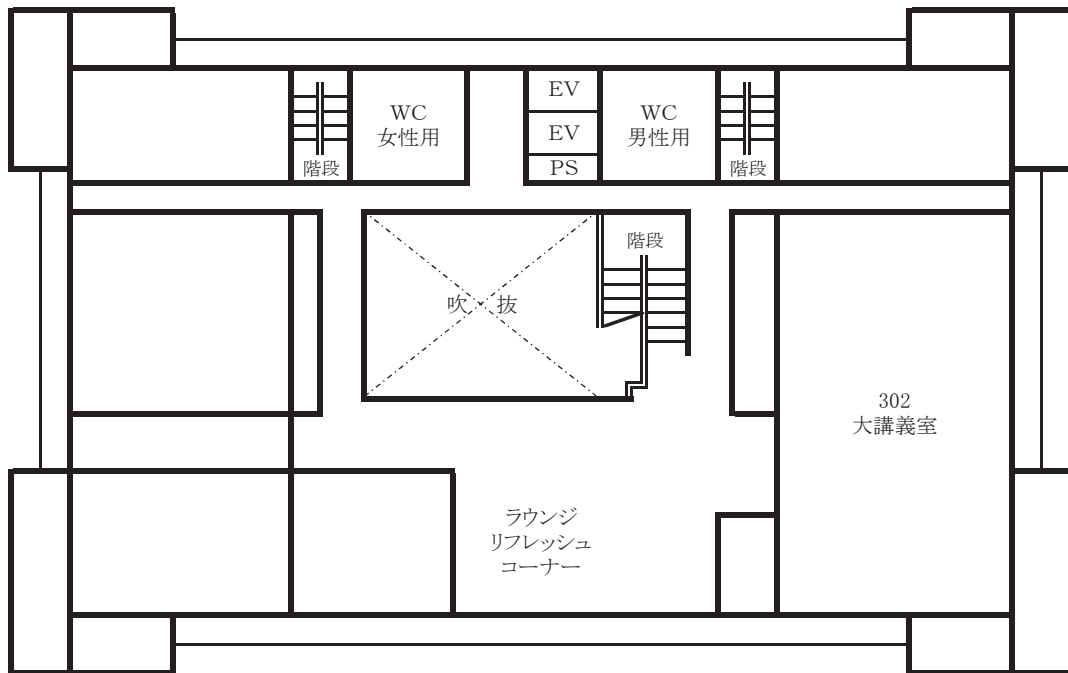
総合教育研究棟配置図(2階)



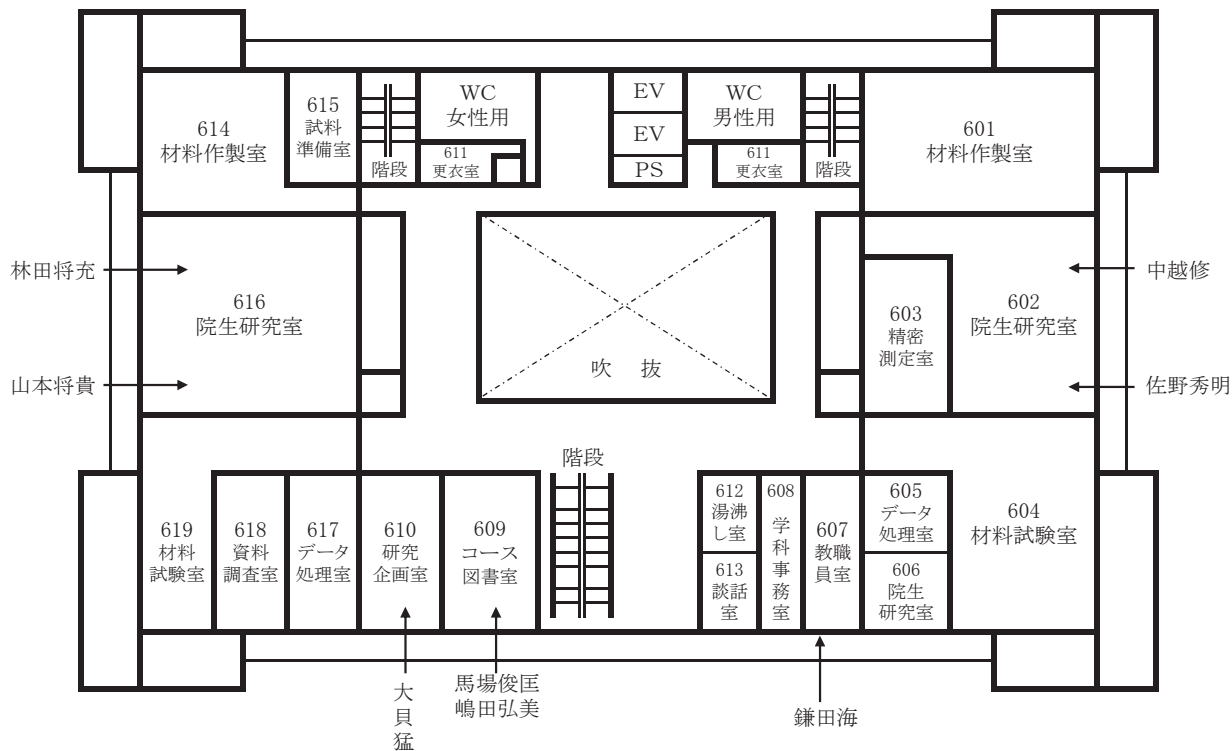
総合教育研究棟配置図(1階)



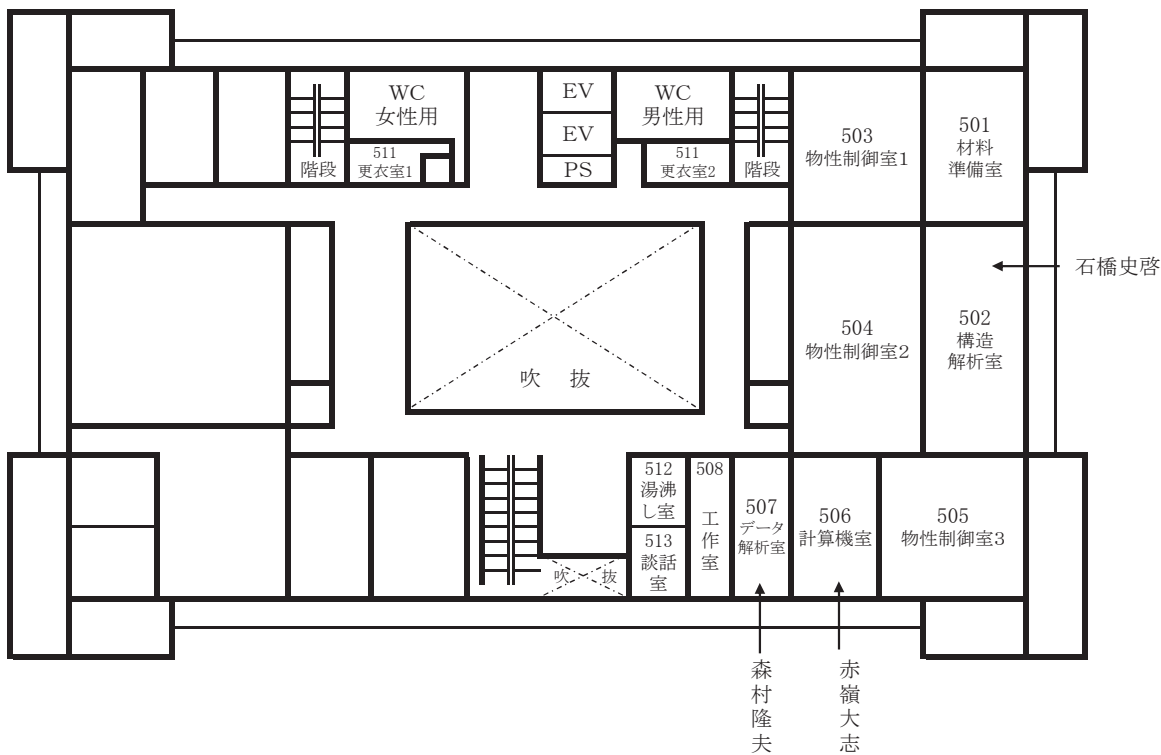
総合教育研究棟配置図(3階)



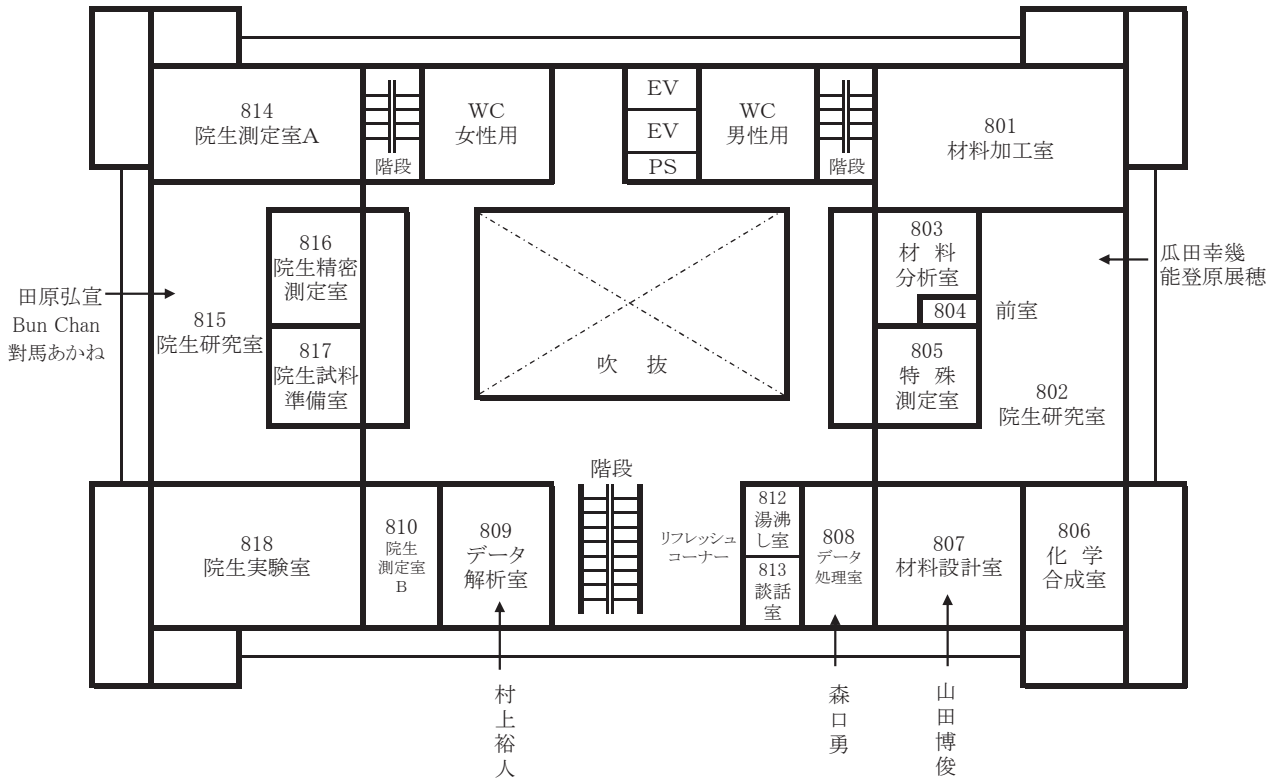
総合教育研究棟配置図(6階)



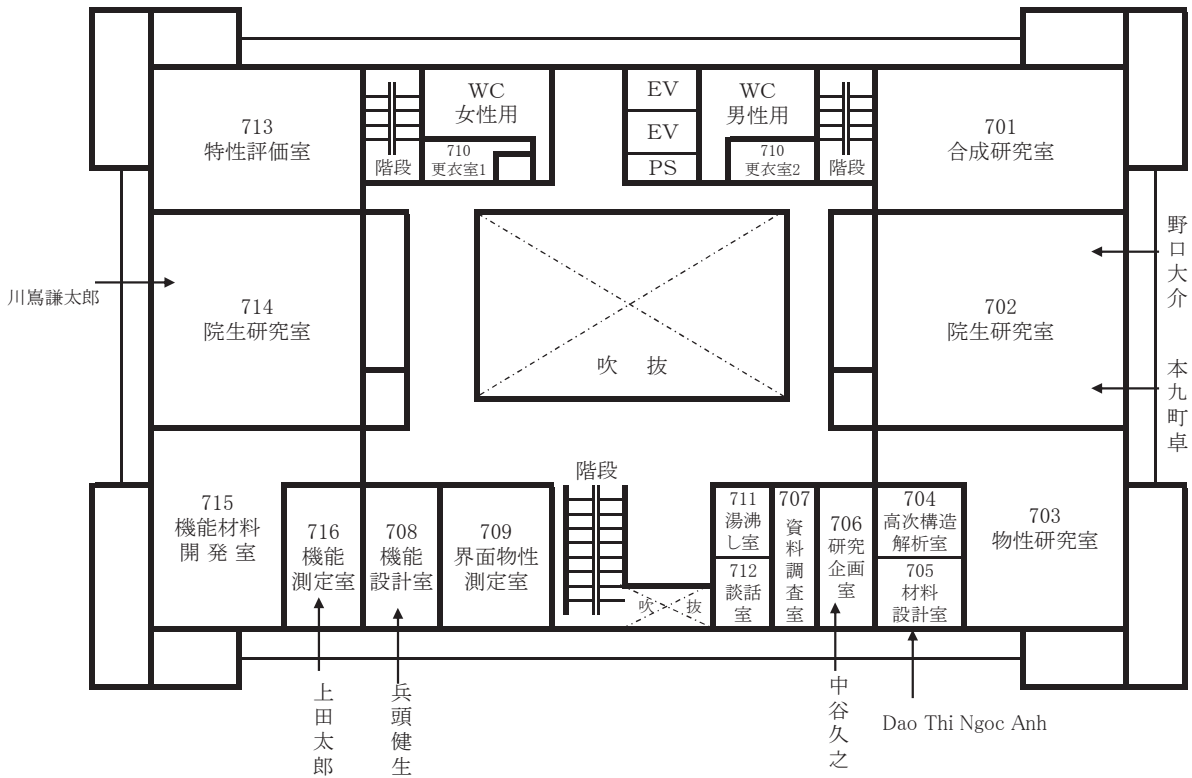
総合教育研究棟配置図(5階)



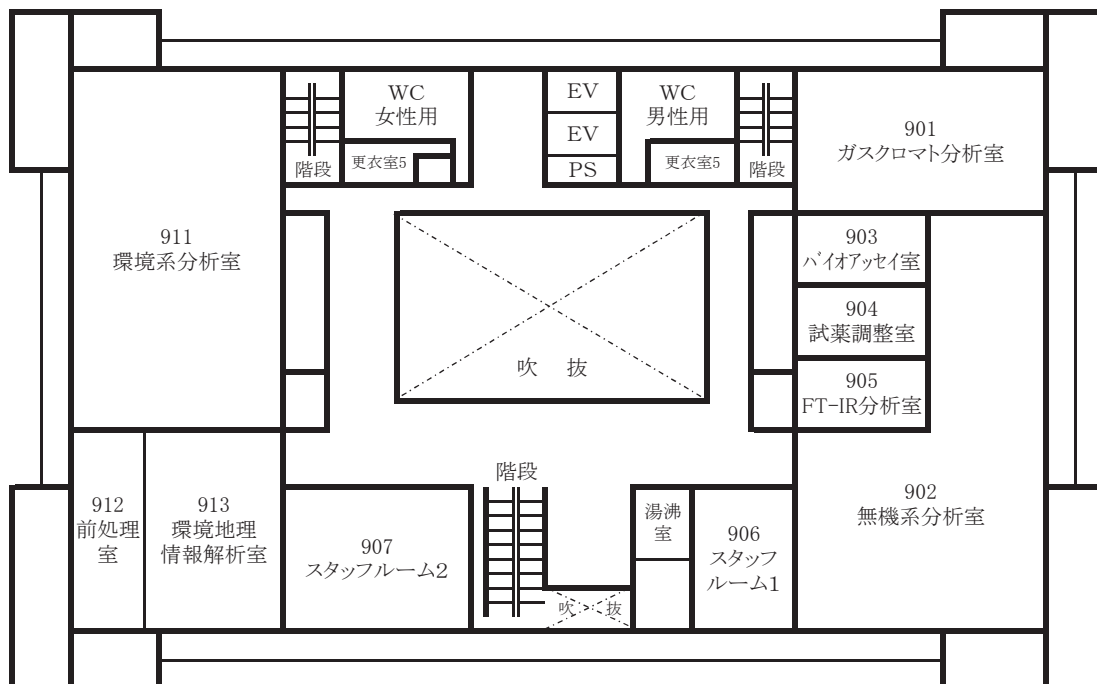
総合教育研究棟配置図(8階)



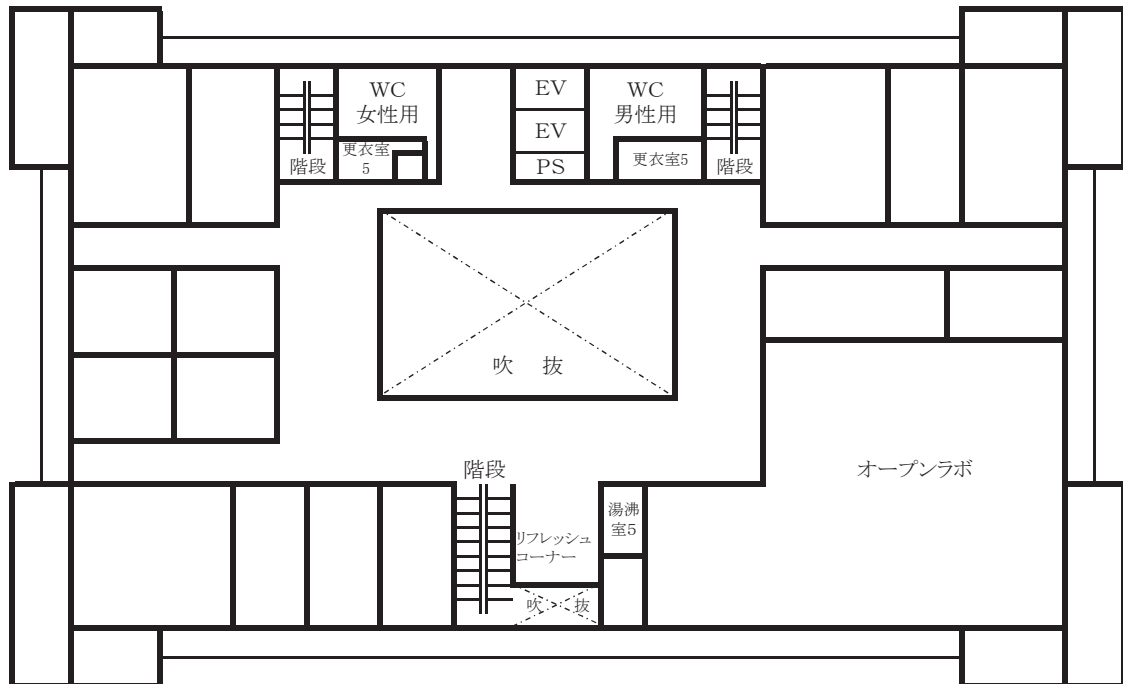
総合教育研究棟配置図(7階)



総合教育研究棟配置図(9階)



総合教育研究棟配置図(12階)



薬学部本館平面図(2F)

